

田子町住民説明会

平成 15 年 10 月 21 日

田子町公民館

司 会： お約束の時間がまいりましたので、それでは青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画案に関わる説明会を開催させていただきたいと思ひます。

まず始めに、青森県県境再生対策室の三浦室長よりご挨拶を申し上げます。

三浦室長： 皆さん、こんばんは。おばんでございます。

今日はこういう遅い時間、大変皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。だんだん人が集まってくると思ひますが、時間をちょっと過ぎましたので始めさせていただきたいと思ひます。

先週こちらにお邪魔して、まだ4日か5日、6日ぐらいでしょうか。4～5日ぐらいでまたお邪魔することになりまして、それにも関わらずこうしてお集まりいただきありがとうございます。

新聞紙上などご覧いただいているかと思ひますが、今日のテーマはいわゆる実施計画の素案について皆様にご説明いたしまして、時間の許す限りいろいろなご意見をいただきたいということで開催させていただきました。新聞紙上でと申し上げましたのは、いろいろな手続き、内々の手続きというのが実施計画策定までにございまして、先週まず県議会の各議員の皆様はこの素案についてご説明申し上げて、その後県の出納長が田子の町長さんのところへ概要の説明に参った次第であります。今日もまたその一環でありますし、23日ですか、八戸地域の関係市町村長、あるいは議会の議長、それからいろいろな関係団体が集まっています44の団体で構成される八戸地域の、ちょっと今名称は忘れましたがそういう団体にも説明をして意見を聞くというような一連の手続きに入っております。それから最終的に国に提出することになるわけですが、いきなり提出するのも、内容についてちょっと吟味してもらおうというような意味もありまして、環境省の方にも事前に内協議までもいかない内容について今見ていただいているというような作業もいたしております。最終的には県の環境審議会にお諮りして決めるということになるわけですが、一番重きを置いているのはやはりこの田子町の皆さんに対する説明と意見の交換ということで私認識しておりますので、今日はどうぞ忌憚のないご意見をいただきながらまた帰っていきたく思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先般も申し上げましたが、皆さんからのお尋ねの回答と、その作業と、それから実施計画の作業と表裏一体でここ1～2ヶ月作業を続けてまいったわけで

すので、大体前回のと重なり合う部分が実施計画の中にならうかと思
いますが、その辺はまたご意見をお伺いしたいと思います。

今日はどうぞ時間の許す限りよろしくお願ひしたいと思います。どうもあり
がとうございます。

司 会： それでは田子町の中村町長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。

中村町長： 皆さん、こんばんは。今日はこうして県から実施計画の説明ということでわ
ざわざお出で下さいました。夜分こうしてお出でになりました県の皆さん方に
心から感謝を申し上げたいと思います。そしてまた、いつもながらこうして夜
の会合になりますが、皆さん方がこうして熱心にお出で下さいましたこと、こ
れまた心から厚く感謝を申し上げます。

先般の会合におきまして、大変語気荒く冷静を欠いた部分があったなあと随
分と反省をいたしております。反省をいたしておりますが、時としてはまた爆
発をするのかも分かりません。どうも年のいったせいなのか、自らを抑えがた
くそのような調子に乗ってしまう場合があると思います。そうではなしに、物
事を冷静に平常心で望んでまいりたいと考えております。

どうか皆さん方は、今日はもうどんどんどんどん進んでまいります。こうし
て実施計画というものの説明になってまいりました。皆さん方から特とそのよ
うな内容についての説明に対し、それぞれのご意見が出てくるであろうと思
います。ご遠慮なさらずに、私はどんどん意見は意見として出してもら
い、本当は意見を出しっぱなしではないとも考えております。できるなら
ばいくらかずつでも聞ける部分があったら聞いてもらいたいものだなというこ
ともまたお願ひを申し上げなければいけないと思っております。

今日は環境省の事務次官を始めといたしました方々が現場の調査なり視察に
お見えになりました。どのように感じていったのか、明日の新聞に恐らく出て
まいると思います。なかなか私どものこのような考え方・意思というものがだ
んだんだん、正直言いますと平行線を辿るような状態になってまいります。
これではいけないなあと思いつつも、やっぱり住民の意思というものを大事に
しながら、本当の問題の解決をしていくのは誰か、やっぱり住民でなければな
らないなど、つくづくそのように考えておりますので、どうか皆さん方から存
分のご意見を出し合いながら間違いの無い、禍根を残さないような、そういう
最終の処理に向かった過程としての歩みを進んでいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひを申し上げながら挨拶に代えさせていただきます。ご苦勞様
でございました。

司 会： 中村町長さん、どうもありがとうございました。

本日は皆様にまず実施計画書の案、これは33ページの厚いものでございます。その他に縦長と横長の概要版をお配りしてございます。本日はこの概要版で説明をいたしますけれども、図版等につきましてはパワーポイントで、前の方の画面に写させていただきます。このパワーポイントの画面を紙でご覧になりたい、A3版の紙でご覧になりたいという方は現地事務所に資料を準備してございますのでいつでも現地事務所の方にお出でいただいでご覧いただければと思います。

本日は実施計画書の説明を大体40分程の時間を頂戴してご説明をいたします。その後できるだけ意見交換の時間を取りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画案につきまして、三浦室長よりご説明を申し上げます。

三浦室長： こういう高い所から大変失礼いたします。

では私からは大体説明時間の40分の内、20分前後でこの概要版についてご説明申し上げまして、本文のこの33ページの方は概要版と比較しながらそれぞれご覧になる方はなっていたらと思います。

では概要版の目次をちょっとご覧いただきたいと思います。目次が2枚にわたっておりますが、このいわゆる実施計画というのは産業廃棄物の特別措置法の基本方針、これが今月3日に正式に示されまして、それを基にして実施計画というものを作ったわけでありまして、この基本方針の中でこれこれこういうものについて実施計画に掲載をして下さいというような指導、そういう方針が示されてございます。この目次にあります1番から7番まで、そういう基本方針に示されているこういうものについて掲載をすることというものに沿ってこの7項目をここに打ち出したということでもあります。

では1ページから主な部分についてだけ申し上げます。

まず1ページの1、特定産業廃棄物に係る事案の概要というのが経緯から行政処分からこのように謳っておりますが、これは過去の事ということもありますが一応過去の経緯ということでここに出しております。3番の現場の状況であります、ここはちょっと申し上げたいと思いますが、平成12年度から3年かけて周辺の汚染状況とかいろんな調査を実施したわけでありまして、これから申し上げる主なもの6点について状況が判明したということでもあります。一つは、にありますが、廃棄物はRDF溶物、それから堆肥溶物、汚泥及び焼却灰が主体になって投棄されていたということ。それから廃棄物が投棄された面積は約11haで、その量は推定約67万³m³である。現場全体が揮発性の有機塩

素化合物で汚染されているということ。四つ目が現場周辺環境の水質調査の結果、環境基準は概ね満足しているというようなこと、等々が現場の状況ということで判明いたしております。

2ページの4番になりますが、これは非常に重要なことではありますが、生活環境保全上達成すべき目標ということで、本県の現場、これは馬淵川水系の上流部に位置しており、万が一現場から汚染が拡散すれば流域の水質や土壤に、及びひいては健全な水循環を乱すことにもなるということで、まず原状回復を進めるに当たっては現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域の住民が水道資源として、また本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全保全を目的とした対策を講ずる、これがこの実施計画の非常に大きな目標ということでここに掲げてございます。それから2ページの下表であります、現場の汚染土壌等の範囲とか種類などを表にしてまとめております。堆肥溶物、焼却灰主体などが左の方にありまして、種類でありますね、特定産業廃棄物として67万1千³m³という数字を現在はいじき出してあります。その内訳として、有害産業廃棄物とその他の廃棄物ということで出しております。

3ページであります、大きな3番に特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法ということで、ここにいろいろと並べておりますが、今年の6月に最終結論が出ました合同検討委員会、これは本県と岩手県と合同で開催されたものということでありますが、この合同検討委員会の方からここに書いてあります五つの項目が検討した結果の提言ということで出されております。

まず一つは、有害廃棄物は基本的には土壤環境基準を超える廃棄物と汚染土壌とし、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物については各県においてそれぞれ検討すること。二つ目として、有害廃棄物は除去すべきものであること。三つ目が、特別管理産業廃棄物は優先的に、かつ早期に撤去すること。四つ目が、原状回復の目標としては土壤及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、短期的な撤去や浄化対策のみではその達成が困難な場合も想定されるので、適切なモニタリングと併せて周辺環境への汚染拡散防止に十分配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講ずる。五つ目が、周辺環境への影響を監視するモニタリングは適切な地点を選定の上実施すること。こういう主な項目であります、合同検討委員会から提言がなされてございます。

そういうことも受けながら、あるいは各方面からのご意見もお伺いながら、県の原状回復方針として三つ大きなものを方針として打ち出しております。一つは、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とするということ。それから4ページになりますが、二つ目として、不法投棄現場が周辺の土壤環境と同等となるよう、原状回復対策を早急を実施

するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。三つ目が、撤去にあたってはその内容を十分に情報公開しながら、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥溶物などについて有効利用することも可能と考える。この三つの基本方針をここで打ち出させていただきます。

それから3番であります、汚染拡散防止対策、工事になるわけですが、大きく分けて緊急的な対策と長期的な対策ということで考えてございます。一つは緊急的な対策であります、汚染水を仮設の浄化プラントで処理する。また雨水と廃棄物の接触を防止するため、表面遮水シートの設置や排水路を整備する。これは今年度取り掛かっていきたいと考えてございます。それからもう一つの長期的な対策ということで、ここに四つ並べておりますが、一つは仮設の浄化施設を作る。これは浸出水の処理施設が完成するまでの間に使用するいわゆる仮設であります。これは今年度設置したいと考えております。二つ目が表面遮水と排水路の工事を行う。これは緊急対策として表面遮水シートを設置するわけですが、その後遮水壁の施工に併せて場内の造成や道路整備、表面遮水等を順次施工するということでもあります。三つ目が浸出水の処理施設ということで、15年度からこれも取り掛かって、17年度の完成を目指して施設の準備に入りたいと考えております。四つ目が遮水壁であります。これを設置するということでございます。

5ページになりますが、廃棄物の撤去等でありまして、廃棄物の撤去は11haの区域を六つの区画に分割して、後で図表などで出てまいりますが、年度毎に計画的に撤去をする。まず最初に、周辺環境に影響の無いエリアである一時仮置場と中間処理施設にある堆肥溶物を今年度から18年度にかけて撤去をする。その後最低標高部の撤去を行って浸出水の集排水施設を施工する。それからウが19年度に中間処理施設の跡地を一時仮置場、選別場として整備して本格的な撤去作業に入るという手順でございます。事業の実施機関と事業費であります、これらの今申し上げたような事業を15年度から24年度までの10年間にかけて執り行う。事業費は工事費と撤去費を合わせまして、約440億円余ということで現在見込んでおります。この数字は先般県が県議会に示しました財政改革プラン、5年間の計画があるわけですが、5年間ですから440億までは盛っていないのですが、それに相当する分はいわゆる聖域という形で提示をさせていただきます。

4として、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及というところですが、基本的な考え方はここに書いてあるとおりですが、処分を行った者に対する責任の追及ということで、三栄化学工業と縣南衛生への対応をここに書いてございます。まず二つの法人に対しまして、平成12年6月から昨年9月までの間にゴミ固形物や廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去、汚染拡散防止対

策の実施、これらの措置命令を行った。その結果、三栄化学工業ではゴミ固形物約2千6百トンと撤去して、堆肥溶物約3万3千³m³の移し替え、現場内一部覆土などを行っております。一方、県南衛生では浸出水の浄化対策工事を行ったということでもあります。

今後の責任追及として、追加の調査等で判明した新たな不法投棄廃棄物等について両法人に措置命令を行うほか、特定産業廃棄物の処分に関与したと認められる元役員にも措置命令をかけたいというふうに考えてございます。

それから3番の排出事業者に対する責任の追及ということで、三栄化学工業や県南衛生の関係書類とか関係収集運搬業者の報告などから、現在約10,600社の排出事業者が判明してございます。判明した搬出事業者に対して一つずつマニフェストなどを中心に今調査をしているところでありますが、法に基づく報告聴取を行いまして、その報告内容から各社の違法性というものを今審査している段階であります。審査は10,600社を本県と岩手県で分担して行っておりますが、本県に割り当てられた約6,000社、これについて現在委託義務の違反や注意義務の違反があったかどうかについて審査を進めているという状況であります。そういう審査をした結果、排出事業者に対する措置命令をかけることができたのは6社ということで、報告書の審査や事業上への立入検査等を行いまして、違反が認められた事業者6社に対して措置命令を行いまして、今年の8月と10月にそれぞれ6社が措置命令を履行した、行ったということでもあります。

それから6ページの4番に、排出事業者からの費用の徴収というのが出ております。できるだけ費用の軽減を図るために、県費の負担も少なくするために排出事業者の責任を徹底的に追及をして措置命令を履行させたいというふうに考えております。これは今後とも継続をして行っていくということでもあります。

7ページになりますが、5として、これまで県が行ってきた措置と今後行おうとする措置の内容について触れております。これまで県が行ってきた措置として、(1)に両県の警察の強制捜査着手までの措置というのが、ある程度これは時系列に5番まで書いてございます。その後(2)で強制捜査後の措置命令というのが、これも時系列的に書いてございます。若干重複する部分がありますので、この辺は省略させていただきたいと思っております。

8ページに入りまして、今後行おうとする措置ということで、まず行政代執行に要した費用の徴収ということでもあります。県が平成14年度に原状回復のために基本設計を行ったわけですが、その委託料約5,600万、これを今年の5月に三栄化学と県南衛生に対してその納付を命じたところであります。これについて、まず三栄化学工業から500百万が納付されまして、残りの額については今督促を行っているところであります。

それから大きな6番、不適正処分の再発防止策ということで、県に検証委員会が設置されまして、有識者を委員としてお迎えいたしまして5名の方からなる検証委員会が設置されたわけでありまして、その検証結果が出たわけでありまして、行政責任ということが問われてございます。全般的な問題点として(2)にあります、三栄化学工業に対する認識の甘さ、事実確認の甘さ、業者への対応の甘さなどが指摘されておりまして、特に(3)にあります、一番下の行ですが、平成8年6月6日以降の問題点として次のページに3項目記されております。まず一つが、行政調査を尽くさなかったこと、それから警察への情報提供と連携が不十分であった、他部局との連携が不十分だったというようなことを指摘されております。再発防止策の提言ということがここに出ておりますが、後でも触れますのでここは省略させていただきます。

それから3番に県警による強制捜査後の県の対応の問題点ということが出ておりますが、マニフェストが廃棄、あるいは散逸した原因について、県と警察との連携が不十分であったと。廃棄物処理法に基づく報告の徴集を行ったのは焼却が判明した後であったというようなことも指摘されております。これらを受けて関係職員が処分された。今年の8月28日のことであります。

今後の再発防止策としまして、まず一つは業者に対する毅然とした態度をとる。二つ目が適切な情報収集。三つ目が担当職員の意識、感覚の重要性と監視活動の継続性。日常的な、いわゆるルーチンの業務については誰もやっているわけでありまして、突発的な事項・事件、そういったものに対する危機意識、危機管理意識、そういうことが非常に大事であるということが、これは私自身思っております。四番が廃棄物担当部局と他の部局、主に農林水産部あたりになるのでしょうか、そこでの連携強化が不可欠である。五番目が警察の連携強化。こういうのを再発防止策として今後続けていかなければならないということでございます。これはこの県境の問題だけでなく、環境政策上の問題としてもこれは当然同じ共通の認識で持って行くということになります。

最後のページ10ページであります、その他の配慮すべき重要事項ということでここに4点出しておりますが、一つが周辺の生活環境のモニタリング調査を行っていく。調査の内容は(2)にあります、水質のモニタリングから始まって大気、それから騒音・振動、こういうモニタリングをやって生活環境への影響を把握して迅速な対応が図れるようにするということが一つあります。それから2番と3番であります、これは廃棄物の撤去の際に事件・事故、あるいは交通安全、そういったことが起きないように十分留意しながら行っていくということ。万が一の緊急時の連絡体制についてもここに書き込んでございます。それから4番、最後であります、青森県における全庁的な取り組みということで、原状回復の実施に伴い水系保全、それから民生安定対策等の総合

的かつ計画的な推進を図るために、各部局長等を構成員とする県境再生対策推進本部を設置した。併せて汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況や周辺対策の取り組み状況等に関する情報を積極的に公開をするということで、ここで先般いろんなお話がありました風評被害対策などについてもこの辺で盛り込んでいく、実施していくということがこれから重要な役割になるだろうと考えてございます。

私の方からは概要版で、本文の概要版のところだけを説明いたしましたが、あと残された時間で必要に応じて概要版の図表とかその他についてこういうものでご説明申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

司 会： 以上、大変手短でございましたけれども説明を申し上げました。これから質疑応答に入らせていただきます。大変に短かったので、このところをもう少しとか、今日は技術畑が来ておりますので、また排出者責任の担当も来ておりますので、それぞれの担当からお返事をさせていただきます。

質問をされる方は、まずお手を挙げていただきまして、お名前をおっしゃっていただいてからご質問等を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

沢口さん： 沢口と申します。質問というより要望ですけど、最後の方のその他配慮すべき重要事項ということで、モニタリング調査が何点か挙がっているんですが、この他に周辺の川の生物とか、そういうふうなものと一緒に農産物、それからこれはちょっと難しいのかどうか私は判断しかねるんですが、健康調査とか、そういうのも盛り込んでいただけないかなと今考えていたんですが、いかがでしょうか。

司 会： これは山田さん、いいですか。
すみません。打ち合わせをさせて下さい。

山田副参事： 今、河川における生物調査と健康調査ということですが、生物調査に関しては前回来た時にも質問がありました。これはかなり難しい専門的な話になるので、先週の段階でも専門家の方と相談をした上で検討をしたいということでお答えをしたのですが、この段階でもまたそういうお答えになります。

： 生物調査と健康調査ということで、生物調査につきましては先週説明会をや

った時をご要望がありました。その時の回答としては専門的な難しい話であるので今後専門家の方と相談をしながら検討をさせていただきたいということで、今回もそういうお答えになります。そういうことをご理解願いたいと思います。

三浦室長： 健康調査というお話がありましたが、どういうふうなことをしていったらいいのか。もし何かこういうふうなことというようなことがあれば後でも伺いながら私も検討をしたいと思います。今ちょっとイメージがはっきり浮かばない分がありまして、どういうふうな内容でやるのか、町で行っている健康基本健診ですか、そういうのもありますね。そういったものに何か検査項目を付け加えるとか、そういったことでいいのか、その辺ちょっとまたご相談をさせてもらいたいと思います。

それから、先ほどこの実施計画の説明のところで肝心なことをいい忘れたのですが、この実施計画書の性格ですが、名前は実施計画となっておりますが、この不法投棄事案に係る特定支障除去という難しい名前となっておりますが、要するに不法投棄された廃棄物を撤去するまでの、法律が10年ですので10年間の総合計画という位置付けになるわけですが、これに盛り込む内容というのは基本的には基本方針、国から示された基本方針に沿って作られるわけですが、それこそ基本的にはまず汚染拡散防止の工事の内容、それから撤去の方法、どんな廃棄物が投棄されていてそれに対してどういう方法で撤去をするのかというようなことをこの計画書の中に謳うという、いわゆるハードの部分についてこの計画書に盛り込むということで理解していただければよろしいかと思えます。ですからソフトの部分と言いますか、風評被害対策などもそうですし周辺対策などもそうでありますし、そういった部分につきましてはソフトな事業ということになりますので、この実施計画書に盛り込む、盛り込まないは別にしまして、本来は盛り込まないでこれから各年度で予算要求をしながらやっていくと。と言うのは、この実施計画に盛るものは基本的には国の補助金の対象になるものということをご理解していただければいいと思います。工事費も対象になりますし、それから撤去費も2分の1とか3分の1の問題はありますが補助の対象になるということになっておりますが、それらを合わせて440億の事業費の実施計画だにご理解をしていただければよろしいかと思えます。ちょっと付け加えさせていただきます。

司 会： 中村さんのところにマイクを。前の中村会長のところをお願いいたします。

中村さん： 中村であります。この原状回復のための案でありますけれども、この案は現在県議会との関係はどのような状況になっているんですか。

三浦室長： それは私から申し上げます。先ほどもちょっと挨拶の中で触れましたが、先週の金曜日ですか、始めて県議会の各会派にこの内容、同じものであります。概要版を説明いたしまして、今日県議会の私どもの所属している環境厚生委員会というところに対しても説明をいたしまして、約 30 点近いご質問が議員の方から出されておりました。今議会に対してはそういう状況であります。これは決議を受けるとか裁決をすとかという性格のものではないのですが、何と言いましても 440 億余という多大な財政支出が伴う事業でありますので、県民の代表である県議会の皆さんにはまず報告をして、それから関係市町村・関係団体に報告をして回るという手順を今踏んでいるところであります。

中村さん： はい、ありがとうございます。何故このようなことをお聞きするかと言いますと、かつて説明に来られた方々が私どもに説明をした過程の中で、住民が了解をしたかのごとく報告を議会に行っているというケースがあったと。そういうことを既にお聞き及び、あるいは調査の結果ご承知のことだと思えますけれども、今次この説明においてもそういうことのないように、我々の意図して申し上げたことは全部県議会に含みなり報告なりする機会があるのであればそうしていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。言葉尻を捉えてあたかも封じ込めを了解したかのごとくに説明に来られた方々が県議会に報告をされたということがございましたので、是非ともそのことをお願いをしておきたい。

総括的に私の方から 2 点ほど。

三浦室長： 今の前段の県議会との関係、そういうふうなことがかつてあったということは承知しています。今回はたまたま順番が逆になったわけですが、さっき申し上げましたが今日県議会の常任委員会がありまして、30 本近い質問があったと申し上げましたが、その中の 1 点にある県会議員から町との協調と言いますか、住民との協調と言いますか、その辺について十分留意してくれというようなご要望があったということをつけ加えさせていただきます。

中村さん： ありがとうございます。是非そのようにお願いをしたいと思います。

まず総括的に私どもが疑問に感じていることを、皆さん方が計画をされた計画書の中味と照らし合わせながら質問をしていきたいと思えます。

まず 1 点についてであります。情報の提供の不完全、不十分というものが今もってあるのではないかということであり。この事件が発覚をしてから既に 2 年以上経過を、3 年以上経過するんですが、皆さん方が説明に来られて

から既に1年半、2年近くになるわけですけれども、その間においてもそういう対応というのが見られたと、そういうことをまず申し上げておきたいと思えます。どういうことかと言うと、本事件が警察に摘発をされた以降、住民には正確な情報というものが県からもたらされないままにずーっときたと我々は考えている。そういう意味で住民としてはその情報の開示というものを県議会にも請願をしまして、木村知事さんにも要望をしたという経緯があったということをお願いしておきたいと思えます。

それから、住民の側から環境部長さんに対して会見の申し入れをしてもほとんど応じないという、そういう対応があったということでもあります。日付等が必要であれば別途日時等についても申し上げますが、そういう対応があったということ。

そして三つ目ですけれども、真実を伝える姿勢に欠けているのではないかと。今までの一連の説明の対応から、県の住民軽視という対応と言わざるを得ないと、そういうふうに私どもは理解をしているということでもあります。

2点目です。まず現場の調査についてですけれども、不十分なのではないかと、そういう認識を今もって私どもは抱いているということでもあります。2についてであります。現場の調査が不十分・不完全であるという認識についてでありますけれども、特に前回の説明会、10月16日の会でもそのことを確認させられるという、そういうことだということでもあります。まず、今我々に示しているデータでありますけれども、いわゆる67万というデータについてであります。これは平成14年の9月に民間のコンサル、建設技術研究所というところが調査データを、県から依頼を受けてその結果として県にその数値を報告をしているわけですけれども、今もってこの数値が、2年を経過した今でも全く同じ数値になっている。この2年間調査を全然しなかったのかと。しても全く同じ、全くと言いませんが端数が出てきた関係で違いますけれども、全く同じ数字というものが果たしてあり得るのだろうか。調査をしなかったのではないかと。そういうことをまずこの皆さん方が作成になられた計画書からは感じられるということでもあります。例えばボーリングについてであります。計画書の中では15本のボーリングをして調査をしたとしておりますけれども、この15本だけで完全に地下水なりそういう調査ができていいのか、そういうことの心配をまずするわけでもあります。現在地下水を汲み上げている井戸と言いますか、ボーリングされた井戸は14の井戸1本、まあそれ以外もあるのかも知れませんが、14本の1本が私も立ち会った段階では汲み上げて、そこからサンプリングをして調査をしていたと。果たして1本だけで足りるのだろうかということもまず現場の状況から感じるということでもあります。そういうことからいきますと、果たして残りの15本についても本当にボーリングをしたのかと。県自

体が立ち会っていないというふうに県の職員が答えていらっしゃるんですね。それは業務を委託したから、その業者を信じて委託をするものであるから一切の監督は必要が無いということなのかどうか。そういうことをまず住民として知りたい、こういうことであります。何故ならば、よくマスコミ等でこの数値が、いわゆるコンサルの報告の中でとかく嘘の数値を報告をしているケースがまま見られるということでもあります。それは行政がそのように依頼をしたのかどうか。その思惟の程は分かりませんが、住民としてはある意味ではそこまで疑わざるを得ないという状況がまずあるということを申し上げておきたい。本当にその 15 本なり 16 本のボーリングというものが確実に掘られて、そういうことが、ちゃんと県が 1 本毎に立ち会ったのかと。そういうことを私達は是非皆さん方から確認をしたいということでもあります。

そしてラグーンについてであります。調査の対応についてであります。ボーリングした箇所が 1 ヶ所だけです。ラグーンについてのボーリング箇所が。あの流れ落ちている、流れ下っている崖を含めると、あのラグーン、沈殿池と言われているあのラグーンが恐らく 10ha 以上にもなるかという広い面積です。1 本で十分だということが県の調査の段階で言えるのかどうかということをまず私は聞きたいと思うわけでありまして。1 本の井戸で、しかもその地下水を汲み上げて検査をしているのかどうか私は知りませんが、上澄みだけを取水をして調査して、汚染が無いというふうに判断をしている、これを信用しなさいと言われてもなかなかそうはいかないだろうということでもあります。

そして一つだけここで資料の中味について説明をお願いしますが、特定支障除去等事業の実施範囲の中で、所在地の現場の中で 1、2、2 のその他の事業施設場所というのは、これはラグーンのことでしょうか。実施計画書、概要版ではなくて本物の方の 5 ページの 2 番、その他の事業実施場所。これはラグーンのことでしょうか。

大日向副参事： ラグーン の場所です。

中村さん： ラグーン ですか。はい、分かりました。それであればそれで。それは一体だ というふうに理解をしていいということでしょうか、その分だけ。

大日向副参事： そうです。

中村さん： はい、ありがとうございます。

司 会： 中村さん、ご質問がかなり多くなっておりますので途中で切ってもよろしゅう

うございますか。

中村さん：　そうですか。はいそうしたら。

司　　会：　先ほどの分からまず順を追ってご説明させていただきたいと思います。

中村さん：　大項目は2項目だけですから。長いのは調査が十分なのかどうかということの質問の項目が多ございますから、一つお願いします。

司　　会：　県としては膨大な調査をしたつもりでございますけれども、調査についてまずお願いをいたします。

67万というデータが2年を経過しても同じ数値だということ。ボーリングが15本でそれで完全だったのかということ。それから数値については、大日向さんは多分今大変に感情的に難しいところでお話をするかと思っておりますけれども、県がやったこれまでの調査に対してここまでのご発言をされるというのは大変に問題のあるところかと思っておりますので、技術方から正確なご返答をお願いいたします。

大日向副参事：　67万の数量が不完全ではないかというお話でございますが、これにつきましては今までの技術検討委員会等でご説明してきておりますけれども、いわゆる高密度電気探査、それからボーリング調査、こういうものから推定したものでございます。このデータにつきましても技術部会等で間違いはないだろうという話になってきておりますし、我々としては67万そのものが推定ではありますけれどもある程度今の不法投棄現場の数量を捉えているものと確信しております。

それから、2年経過して数字が正しいのかというご質問でございます。これに対してお答えします。実際、14年度の段階ではまだ数量的には正しいという、いわゆる今までのやつで67万というものは出しておりました。ですから今年15年度に今医療系の他に空白区域のボーリング調査をやっております。それらのデータを踏まえて67万の補足を今しているところでございます。ですから、今回の調査の結果でこの数量が正しいとか正しくないのかということではなく、いわゆるこの67万の中で本当に廃棄物が、いわゆる67万と推定したものと合うのか合わないのか、もし合わないとすれば若干増えるのかどうか、その辺は確かに出てくるかと思っております。その結果につきましては、もし変わるのであれば皆さんの方にご説明なりしてご了解いただきたいと、そういうふうに考えております。ですから、実際今やっている調査につきましても是非住民の方も来

ていただいて見ていただきたいということをお願いはしておったんですけれども、これからも我々としては調査するにしても住民の方と一緒に調査をしたいと、そういうふうに考えております。

それから 15 本のボーリングが完全に長さ的なもの、そういうものがあるのかどうか。1 本しか地下水に立ち会っていないと、そういうお話でございました。実は調査そのものがいわゆる周辺、それから場内と、こういうふうに沢山ございまして、調査の方が 1 日でやってしまうものですから調査委員を何人も入れております。ですから立ち会える部分が少ないのかなと。中村会長さんにお付き合いしていただいたのは 1 本だけでしたので、その 1 本しかやっていないのかと。そういうことではございません。今モニタリングの地下水調査をするためには県の職員も全部立ち会っております。そしてその地下水調査とかというものについてはデータの公表もしております。ですから、その辺をご了解いただきたい。

それから長さ、いわゆる掘った長さとかそういうものはどうなのよという話でございしますが、長さにつきましてもロットというものがございします。鉄の棒、いわゆるボーリングマシンの棒でございします。これらのものは長さが決まっておりますので、そのロットを穴の中から上げる時にそれらの長さをチェックしていきます。そういうことで長さはチェックしております。そういうことで、長さについてもまずうちの方でチェックをしているということでご了解いただきたいと思ひます。

それからラグーンの調査でございします。これは前の技術部会等でも、前の樺本委員とかからも言われておりましたけれども、これらにつきましては今実際、中村さんが言ったとおりボーリングが 1 ヶ所です。これらについては底質のやつを 14 年度からやっていますと言ったのですが、この間もお話をしたとおり今月の末からボーリング、さらに 1 本か 2 本増やします。ただし、この間も説明をしたけれども、今池になっている部分にボーリングの穴を開けますと地下水と擦る恐れがありますので、それらにつきましては水を瀬外して水を無くした段階で底質の部分は調べますよということでご了解していただきたい。そういうことで、今後、今ラグーンの調査のやつも調査が決まり次第皆さんの方にもお知らせをしたいと思っております。

以上でございします。

司 会： 中村さん、よろしゅうございしますか。

中村さん： よろしいかと言われるとよろしくないんですけれども、言っていることは、言葉については分かりました。

立ち会いの話ですけれども、14 年代で、14 年の調査の段階でボーリングを 15 本なり、そういうボーリングに県が立ち会っていないという、そういうことを県の方が言っていますよと、そういうことなんです。それは業者を信頼しているから立ち会う必要がないんだと、そこまでやっていないと、県は。どの工事なりどの仕事についても。こういう県のやり取りの場面があるんですよ。だからそういうことになってきますと、本当に立ち会わないでいる工事が県の工事の全てだとすれば、これはその工事に限らず正に奇異な感じを受けるわけですよ。だからやっぱり、毎日 24 時間なり 8 時間なりをその仕事の現場で立ち会っているべきだという主張ではないんですよ。一切合財を業者に任せて、写真なりそういうもののその報告でよしとするのかということの数値というものが正しいんだと言い切れるかどうかという、そういうことをお聞きをしたわけです。後刻お答えをいただけるものであればお答えをいただきたいというふうに思います。

一先ず私だけではいけませんので、あと 1 点だけこの調査のことで申し上げておきたいと思います。前回お出でいただいた 10 月 16 日の際にも申し上げました。医療器具の不法投棄の有無についての調査を今行っているという。これは何故今なのかということに対して、とにかく今やっているんだからいいのではないかというお答えでしたけれども、そういうことはいかななものかなと。その感じだと、ということをまず申し上げておきたいと思います。何故ならば、この 2 年間で医療器具の調査というものをする必要が無かったのかどうかということなわけですよ。マニフェストで見られる限り 11,000 社の中で関東を中心とした業者の医療器具がかなり不法投棄されたということは素人の我々でも想像がつくわけですよ。医療機関がかなり多いよと、そういうことが言われているわけですから。それを特措法が通ったから今それを調査するんだという、それは果たして調査をちゃんとやったということで理解をしてもいいのでしょうか。そのことをこの前聞いたわけでしたが、再度このことについてはお答えをいただきたいということです。

大日向副参事： 先ほどのボーリングの立ち会いの件でございますが、全然立ち会わないということではございません。県にもそういう指針がございまして、現地で立ち会う、例えば 10 本あれば 10 本のうち何本とかという指針でやっておりました。ただ、そういうことだけではなく、では後は全部写真でやっているのかと。確かに写真でやっている部分もございました。ですから、今後皆さんと今ボーリング調査をこれからやるわけですけれども、それらにつきましても掘った段階での確認はうちの方も現地の事務所ができましたし、そういった意味、それから現地の皆さんとも立ち会っていただくということで、極力現地の方に来て

確認をしたいと考えております。

それから医療系の廃棄物ですが、確かに警察の段階である程度入っているということが分かっておりました。ただ今回は数量を確認するという意味で入っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

司 会： 宇藤さんのところにマイクをお願いします。

(テーブル 1 B面)

宇藤さん： おばんでございます。私もこの間の原状回復対策推進協議会のことにこだわってまた質問をさせていただきます。

実は、第1回の原状回復推進協議会の開催日についてのお手紙と言うか連絡が今日まいりました。私はこの原状回復推進協議会の会議は県の計画書が決まる前に私達のメンバーにも連絡があるものだと思って待っておりました。ところが、この計画書ができてしまってからそういう会議に私達が参加させていただきまことはどういう意味があるのかなと思って、今原状回復方針のところを一生懸命読ませてもらっておりました。この「協議会において十分説明をし」とありますが、私達の意見を反映する場所は、私はこの推進協議会なのではないかなとずっと前から思っておりましたので、このやり方と言うか、それはちょっと問題があったのではないかなという気がしているのですが、まずその点についてのお話を伺いたいと思います。

三浦室長： 通知と言うよりも日程の調整の案内だと思っておりますが、まだその協議会をいつやるかというのは私のところでは決めておりません。ただ、会長候補とかの日程の関係もありますので、あとは委員の方々の一番都合のいい日ということでの日程調整の紹介をしていたかもしれませんが、それはそれとして、さっき冒頭挨拶の中で申し上げましたが、今いろんな団体とか、こういう場もそうですが、いろんな場面でこの実施計画の案についてご意見をいただいているという状況でありまして、この推進協議会もまた一つの段々の手続きの過程であるというふうにご理解していただければいいと思います。実施計画は素案がないと、叩き台がないとなかなかご意見というのも出し難い部分もありますので、その叩き台、素案でご意見をいただければと思っております。その後の、各団体や市町村の意見をいただいてから最後の環境審議会ということに辿り着ければと思って、そういう手続きで今進んでやっているつもりであります。

司 会： どうぞ続けて。

宇藤さん： すいません。素案を練って、まず私達に今提示して下さっておりますが、この計画書が、私達の意見がいろいろ出た場合には少し変更とか、そういうこともございますか。

三浦室長： はい、その事案によっては修正とか変更というのもあると思いますが、この実施計画の性格はさっき申し上げたように 440 億の工事費と撤去費、これの詳細な計画を盛り込んでいるということでもありますので、その他のことはいろいろとあるかもしれませんが、それはこれからも推進協議会、今 1 回、2 回で終わるものではないわけですので、推進協議会に限ってではないのですが、この住民説明会もそうだと思いますが、いろいろとこれから事業の実施・推進にあたって節目節目とでも申しますか、そういう場面でこういう場を持つこともまた必要だと思っておりますので、それはそれで実施計画に盛り込む性格でないものについては段々の場面でこれはお考えする必要があると思いますが、冒頭申し上げましたように実施計画書の性格に関する部分でご意見があって、これはそうだという判断が出ればそのようなことが出てくる可能性もあるかと思えます。

宇藤さん： もう一ついいですか。

司 会： はい、どうぞ。

宇藤さん： 私どもがいろいろ問題にしてきた溶融炉の話が出たとか、そういう項目は全然この報告の中では出ておりませんが、そういうことは住民の中では強い要求としてこういうのが出ておりましたとか、そういうことも書いていただけないのかなという疑問がございましたが、その点についても教えて下さい。

三浦室長： 実施計画書の性格という意味では、ちょっとそういう表現というのは馴染まないかもしれませんが、ただ皆さんの意見を町へ出していただいて、町長さんからいろんな意見というものをまとめて県がもらうというふうなことになるわけですので、その意見の中で溶融炉の問題なり他の問題、この実施計画に馴染む問題、馴染まない問題もあろうかと思いますが、これから推進して欲しいというような問題・要望なども含めて町からの意見書の中で書き込んでいただければ。それを環境審議会の方に町の意見ということでこの計画書と一緒に添付して環境審議会にお諮りをすると。国の方にもその意見というのは付けてやるというふうな手順になると思います。

司 会： よろしいでしょうか。
はい、後ろの方。お願いします。

山本さん： 山本と申します。16日にいらっしゃった時に現地での処理はしないということ
を明言されて、その時にそれでは現地で処理をするということを上回る利点
なり事情なりというのがこの実施計画の中で選んだ工法・方法にどのような
ことがあってこれを選んだのか。そのところがはっきりしていないので、そこ
のところを明確にさせていただきたいと思います。

三浦室長： ご理解が得られるかどうかの問題はあると思いますが、県が考えた溶融炉を
県が事業主体として実施はしないということの判断は、前々から申し上げてい
る実施していく期間が長いとか、予算の問題等々もありますが、私は9月にこ
こに来ましていろいろ聞いたりしたことで感じましたのは、やはりこの廃棄物
の撤去を10年間で原則終わりたいと考えておりますが、それを現地で処理する
か撤去したあと搬送をして処分するかという選択になるわけではありますが、私
が思うにはこの処理施設、仮に県が作るにしろ誰か企業が作るにしろ10年間経
って現地の廃棄物が撤去されたあとその溶融炉をではどうするのかという一つ
問題が残るのではないかと私自身は思っております。仮に何百億もかけたもの
を10年間経って現地の廃棄物が無くなったからその溶融炉も処分をしてしま
うということになるのか、それとも企業が入ってきた場合企業の採算性とかいう
ことを考えた場合、果たして10年で施設を撤去してしまうかということになる
と果たしていかなものかなという気はいたします。と言うのは、やはり処理
施設そのものがこの地区に今後も永々残るのではないのかと。そうなりますと、
現地の廃棄物の撤去の仕事が無くなるわけですから、今度そうなりますと県外
から廃棄物が集まってくると。そこで処理をしてもらうというふうなことに当
然なるわけですし、その場合イメージとして思い描くのはこちらのいろんなブ
ランドが、先般から風評被害という話が出ておりますが、それとの影響につ
いてどういうふうに関連してくるのかなという思いが私自身しております。

つまり、私はこの10年間かけてイメージとして描いているのは田子町のこの
丘陵地帯を元に戻すと。戻した結果どういう再生、跡地利用というのが出てく
るかというのをこれから皆さんと一緒に考えていくことになるわけですが、ま
だそこまで考える余裕は無いわけですけれども、ただイメージ的には元に戻し
て負の遺産というものをすっきり清算をして、青森県のイメージというものを
全国に、いわゆる環境立県と言いますか環境の先進県とでも申しますか、そう
いったことで全国に発信をしていきたいということをイメージ的に想像をして
おります。10年後の話になると思いますが、その前に跡地利用の話も当然皆さ

んと相談をしないとダメなわけですが、そういうイメージを持っているわけですが、そういう時にそういう、どのくらいの規模になるのか分かりませんが溶融炉の施設が残って全国から廃棄物が集まってくるというようなことにもしなるとすれば、青森県というよりも田子町のイメージが全国的にどういう印象を与えるのだろうというような気がするわけであります。そればかりではありませんが、そういうことも含めて、それから今まで申し上げてきたと思えます理由も含めて県としてはこの処理施設は作らないということをお前申し上げたわけであります。これを皆さんがご理解いただけるかどうかは、それは全く別の次元の話になるかもしれませんが、県としてはそのようなことでそういう判断をしたということであります。

住 民： ありがとうございます。

山本さん： 今聞きたいのは現地処理がいかに不利な点があるかというのを聞きたいのではなくて、今回選んだ実施計画がいかに優れているかを聞きたい。そういうことを言っているのです。

現地処理がこういう不利な点が沢山ありますということは、それはもう前から分かっておりますよね。おっしゃっている。そういうこともあるだろうというふうには予測しています。しかしながら今聞きたいのは、前回は質問をし意見を言いましたとおり、いかに今回選んだ工法が優れているのか。これを町民にアピールして下さいと、それを言ったはずですが。現地処理がダメだと、そういうことを聞きたいのではない。前からそれはおっしゃっておりますね。我々に納得させるためには、いかにこれが優れているんだと、いかに地元のためになるんだと、これを言ってもらわなければこれは何の意味も無い話です。住民の意見を取り入れる、住民に納得できるような説明が無ければ、これは何のためにここにいらっしゃるのかというのは分からないわけであります。ですから前回いらっしやった時にきちっと納得できるような、なるほどなと思うようなことを言って下さいとお願いをしたはずですが。どうも今の話ではそれらの要望等も含めてダメだということは聞いておりますが、何故今回選んだ工法が優れているのか、これは一言も出ておりません。これでは納得するような材料があまりないのではないのかなと思います。

次に、我々は現地処理をして欲しいと言った中には、よろしいですか室長、よろしいですか、我々が現地処理をして欲しいと言った理由の中には様々な心配事がありますというふうなことを言っておりました。それに対する対策というものもこの中にくくられております。くくられておりますけれども、じゃあ我々が心配をすることをどのように理解をしてどう対策をするのかという具体

策がこの中にはあまり見受けられません。気をつけます、それから考慮します、そういうふうな内容で我々が心配することに対してのこうだというふうな結論付けたものが無いわけであります。これではなかなか心配していることをこれはカバーするような内容が無いのであれば理解されないのではないかと思いますよ。

その次ですけれども、住民との協調をどうもっていくのかということにつきましてどういうふうにお考えなのかなと思います。先ほど宇藤さんのお話でもありませんけれども、いろんな意見を聞かれる場なのかというふうに期待していったところ、決定したものを「どうでしょうか」という説明会の場になるのではないかと心配があるということを言っております。今回の説明会、これは説明会であって意見聴取の場ではないとおっしゃるかもしれませんが、どのようにこれを持っていきたいのか。前回ずっと言っておりますけれども、現地処理をして欲しいとお願いをした時には、「一人でも反対者がいればそれはできませんよ」というふうな話をして下さっております。じゃあ今回のこういうふうな実施計画上で住民の方々が「それはちょっと勘弁をして欲しいよ」と言う方がもし一人でもいれば別な方法を選ぶんですか。県の方はそういうことを我々に言っていたのであります。ですから、例えば一人だけ反対をしたらこれは進めてしまいますか。町の3分の1が反対をしても進めてしまいますか。半分が反対をしても進めてしまいますか。そここのところの線引きが全然分かりません。どこまで納得をするという方がいたらこれを進めていくというお考えなのか。それともただ説明をするだけですから進めますよという態度なのか、その辺が曖昧であります。従って、その辺を判断させるためにもどういう搬出ルートで、分散化はどういうふうにするんだと、梱包はこういうふうにするんだと。県議会とか他の皆さんのいろんな意見を聞くのは分かります。一般論でそれは構わないと思います。しかしながら、ここは当事者のわけであります。当事者に対してはやはり他と違って厳しくもう少し詳しく方針を決めてもらって示していただかなければ、他の皆さんと同じレベルでこの地元で説明をされても何も感じるものもないわけであります。これについていかがですか、室長。

三浦室長： はい。いろいろとお話がありましたが、この場というのはこの素案の説明の場でもありますし意見交換の場でもあるということで我々今日いったと認識をしております。

それから一人でも賛成、一人でも反対というお話がありましたが、多数決をとるようなものでもありませんし、それから多くの皆さんのご意見をいただければというふうに考えております。その中でなるほどと思うようなものとか、その方がいいと思うようなものももしあるとすれば持ち帰ってまた検討させて、

この素案の中に反映させてもらえればと思っております。

この実施計画であります、実施計画とよくいろんな工事で基本設計・実施設計とかというのがありますが、あるいは基本計画・実施計画とかというようなものがあるわけですが、この実施計画はここ10年間の大筋のものをまとめて国に提出をするという性格のものであると思います。さっきもおっしゃいましたが、総合的な計画だということで考えておりますので、具体の事案については、これは細かくこんなものではとても実施できるものではないわけですから、今の搬送計画にしるその他のものにしる、この実施計画に載っている項目、少なくとも載っている項目についてはもっと具体的な詳細計画というのを当然作っていかなくてはなりません。トラックやダンプの搬送計画にしたって、これだけで実施できるとは到底これは請け負った業者にしても無理な話ですし、発注した県にしたってこれだけではとても取り組めるものではないわけですので、それぞれの項目についてはやはり詳細なものがこれから作られていくと。それはもちろん関係する部分については関係する方々にご説明をしながら一緒になって考えていくというようなことはこれから当然いろんな場面が出てくるかと思っております。

司 会： はい、カメラの横の方。

中村さん： ちょっと待って下さい。質問に答えてないことがあります。先ほど住民との協調性をどのように確保していくんですか、どういうふうにしてそれを取り組んでいくんですかということについてはまだ答えていませんね。

三浦室長： 抜けておりましたか。失礼いたしました。協調性の確保と言うか、そういう大上段というようなことはあまり申し上げたくもないんですが、私がここに来ていろいろなことをお話を伺ってきましたけれども、ここに来てというのは9月以降ですね、その場面でまずは町と県との対話を重視していきたいということは、これは上の方からも言われておりますしそのとおりだと考えております。ですから、そこはやはり一番留意しながらことを進めていく必要があるだろうと思っております。それが協調というふうにあたるのであればそのようなことであろうかと思っております。いろんな場面での話合いということをどういう言葉で申し上げれば一番ご理解いただけるかちょっと分かりませんが、お話し合い、意見交換、そういったものでお互いの認識を深め合っていければと考えております。

中村さん： 住民の考えというものを取り込むため、これをどのようにしていくのかとい

うことでありますけれども、現地事務所というのはそういうふうなことにつきまして意見の聴取なり、そういうものの機能があるということで考えておりますか。

三浦室長： はい、そうです。そういう趣旨で町長さんからのご要望もあって、現地に二人が決して多いとは思っておりませんが、今できる範囲で二人を配置したということと合わせて先般もご質問がありましたが報道監というポストを設けて、これからはやはりいろんな実施段階に入りますと今何をやっているのか、これから何をするのか、そういうふうなことを適切に住民の皆様にも報告をする必要がありますし、皆さん皆さんが全部現場の方に来ていただけるということはこれはなかなか無理なことです。少し離れた場所でも今何をやっているかということをよく周知していただく、理解していただくということが必要ですので、現地事務所のこの二人と報道監、場合によっては私も来ることもあるでしょう、そういう体制でこれから皆さんに情報をできるだけのを、可能な限りのものを公開していきたいというふうな形で考えております。

中村さん： お話としては分かります。しかしながら話がいつも曖昧であります。今までもそうでしたけれども、言ったことに対しての回答はその場限り、そういうふうな場面が多岐にわたるような気がしますね。それで、ただ今までも風評被害のことを様々な交通渋滞障害、様々なことも含めて今までも何回も話をしています。それについても今回の実施計画にはない。前回もお話をいただきましたが同じような内容です。本当に心配していることに対して本気で考えてくれないのであれば、これは本当に話をしている意味があるのか、そういうふうになるわけでありまして。今だけのお話、室長さんだけの個人的なお考えではなくて、きちっとそれは県として文章に示すなり指針にきちっと載せるなり、そういう形で数字、それからルートも含めて具体的に住民に分かるように説明して下さい。これは先ほども言いましたけれども、どんな機関の中の一つの部分としてこの住民というのを捉えてもらえればまるっきり違うものになると思います。やはり住民と県との、ここが一番最初で最後にここに帰ってこなければならぬ。それを住民というのがいつも後回しになっている、そういうふうな感情が見えますので、是非そこところは気を付けていただきたい。また、今回実施計画一番重要な時期であります。これを決めるわけですから、これに対しても今後とか、さらに進んでいけばとか、そういう話を聞きたいのではないんです。今判断をしなければいけない。我々がこれを認めるか認めないかの話のわけです。そういうことではないんですか。であれば、これからとか追々とか、そういうふうなお話は非常にまずいわけでありまして。いかがですか、室長。

三浦室長： おっしゃることは良く分かるんですが、私の話も分かっていたらと思うんですが、実施計画書、実施するに当たっての計画そのとおりであるのですが、全く細かい具体のものまでこの中になかなか盛り込むことはできない。ですから、それは順次その過程過程で細かい手法なり計画なり考え方をこれをご説明しながら進めていくというやり方になるかと思えます。今のこの実施計画書の中では基本方針という国から示されたものに沿っての実施計画ということで国からも指導を受けておりますし、そのような形になるかと思えますので、その辺はそういう性格のものであるということでご理解いただければと思っております。

曖昧な部分が多いというようなお話がございました。言葉足らずの部分も多々あるかと思えますが、これは私個人ということはもちろんありません。県としてこの仕事を預っている立場の者としてやることはやらないとダメですし、やれないことはやれないとはっきりこれは申し上げた方がいいと思って先般処理施設の話もしたわけですが、風評被害のお話も出たわけですが、これについては非常に大きな問題、あるいは慎重な対応というものが出てまいりますし、国の補助の対象にもならないということでこの実施計画には基本的には馴染まないということは指導を受けているんですが、ただ最後のページで全庁的な取り組みというところで少しそれについては匂わせていると。これについては新年度の予算に向けてどういう対策が可能になるかということ、うちの室もそうですが関係する部局でも一生懸命取り組んでいるところであります。どんな内容になるかはこれからもう少し時間をいただければと考えてございます。

司 会： よろしいでしょうか。

じゃあカメラの横の方。先ほどからお手を挙げておられます。

沢口さん： さっきも申しあげました沢口ですけれども。今、私は非常に奇異な感じを抱いているんですが、町の意見集約の会にも出たんですけれども、確か、私は百人委員会のメンバーでもあるのですが、百人委員会として私は今発言をするのではないのですけれども、私個人の捉え方とすれば一応全量撤去と。二次的にまずそれに匹敵するような方法があれば炉なり、そういうのも考えるということ、私自身は意見集約に賛成したつもりだったのですが、前回も今回もですが、せっかく全量撤去に進んでいるんですから何よりも恐いのは風評被害ですから、一歩でも早くそれを進めたいし、それが田子の基幹産業である農業の方に繋がると思っているんですよ。確かに施設とか、そういうふうなものもできるのであ

れば考慮に入れてもいいのではないかと思いますけれども、まずは今、信用の無い青森県ですけれども何とか動かそうとしているわけですから、それに協力という立場でもないのですけれども、それを一歩でも突き動かすのが私達の立場ではないかと思って話を聞いていました。

以上です。

司 会： ありがとうございます。

鈴木さん。

すみません、もう一人前の。いいですか。

先にじゃあこちらから。いいですか。次に後ろに。お願いをいたします。

山崎さん。

山崎さん： 前にも、この間16日に、今沢口さんが水質のモニタリングのことで質問があったようですけれども、ずーっと何回も出る度に、いわゆる植生調査と言いますか、それをやるべきだという、そういうお話。今、概要を見ても2ページの4番に、いわゆる馬淵川水系の上流としてという、そういう話があります。ですから、さっき説明の中で16日にもそういう質問を受けたけれどもという、また保留、先延ばしという、そういう形になっています。あまり気張らないで、いわゆる沢はいっぱいありますから、酒井の沢からとうすいの沢までいっぱい何本も沢はありますから、だからその中を調査するとイワナが上る沢、遡上する沢、そうでない沢というのはすぐ分かると思います。

この間二戸の自然を守る会の方がうちの方の山はひどい。キツネ・タヌキが変死をするし病気にかかっているという話がありました。と言うのは、いわゆる自然の循環だと思うんです。魚を食べた鳥なり何なりをキツネなりタヌキなりが食べる。それによってそういう変態、変死と言うんですか、病気をしているとかという自然の連鎖反応だと思うんですよね。だからそういう調査、いわゆる水質調査というのは、例えば高校生のクラブなんかにもあるわけですよ、そういう植生調査ぐらいできる。もう3年も前から、最初から言っているわけですから、それをやらせて見てさらに専門的なのをやればいいのであって、聞いてみれば専門的で分からないとか何とかと先回しにしてしまうという傾向にあるのではないか。この2ページの、いわゆる馬淵川水系の上流という、ここからいくとそういう沢目の水質調査、植生調査を完全にやって、そこの沢が汚れているというのが歴然と分かることだと思いますから、もう3年もその話を延ばさないで是非今年、来年は実施していただきたいものだなという気がします。

それから、よくどこの記事を見ても岩手県と同じに考えるべきだという話が

あるわけですがけれども、この図3 - 1 遮水壁、これまた県境に遮水壁をやるといふ線が引かれています。前からこれはナンセンスだと。必ずこっちの方に水が来るわけですから、岩手県の方ですよとそこで止めて何の意味がありますか。一体的にかけて、何も岩手県の方をこっちで処理をしてもいいのではないですか。それよりかも、この岩手県の沢水が酒井の沢というところに、田子町の熊原川に流れてくるわけですよ。そっちのここにやる部分をそっちの方にやるとかという、そういうことも考えられませんか。この辺何回行ってもこういう線引きをしてくる。それが岩手県との話ができていないということになりませんか。岩手県では、青森県ではコンクリートでやる、岩手県は矢板鋼でやるというお話。だからその辺のあたり、一体として考えないと出てくる水は全部青森県に来ますから、岩手県には流れていかないんですよ。その辺の認識ということはどう考えて、県境のここに遮水壁を作る意味は私はないものだと思います。その辺のあたり、何回言っても同じ図面を持って来て説明をするという話になりますので、その辺を十分に配慮したい。

それから、今日たまたまラジオを聴いていましたらニュースで入ってきましたけれども、国は難色を示しているという、いわゆる汚染土壌と言いますか、そういう基準以下というんですか、そういうものについては補助金は出しませんよというような話があったということですが、今までは、例えばラグーンあたりを調査しているかどうか分かりませんが、ラグーンあたりも全部隣接の環境と違うものは全部青森県では撤去しますよという話になっているのですが、国がこういうことを言っている場合に、それにどう対応をしていくのか。その辺のあたり、3点ぐらいになるのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

司 会： 室長から総括的なところ。

三浦室長： 今の岩手県との調整云々の話、これ今、大日向の方から詳細に申し上げますが、国の方からは現場は一体なんだと、本県・岩手県一体となって計画をということは再三言われておりますし、またそのとおりだと思いますが、岩手県に対してもいろんな申し入れをしてきているのですが、なかなかその辺が、岩手県の自主性ということもあるんでしょうか、県の意見というのがなかなか通らないということが前段にございます。具体的な内容について担当の方から申し上げます。

大日向副参事： 県境ラインの話ですがけれども、山崎さんがおっしゃるとおり一体でないのではないかと、これにつきましては我々としても今岩手県と逆に詰めて

いる段階だったんです。その答えがまだ出ないうちに岩手さんの方が先に出してしまっていて、その辺については我々としても今岩手と話をしなくては行けないと、そういうふうに考えております。いわゆる、この遮水ラインを例えばやらない時にはどうなるんだとかというのをいろいろ試算は確かにしております。そういうことから、今のこういう困むことによって水処理の量が少ないとかという話を前もしておりました。ただ、一体となってやるものについてはやろうじゃないかという話も今しておりました。ただ、現実問題としてそのためには何が必要なかということで、岩手県の方の今まさしく山崎さんが言われた酒井沢の方に我々としては遮水壁を作って欲しいと、それをちゃんと明確にして欲しいと。それと今の和平高原の方に入る、今は平坦に見えますけれども南のけいと附近から前の沢地形がございます。そちらの方も止めていただきたいと、そういうことをしていただければうちの方としては岩手さんの話と一緒に合わせて一体で考えていきたいと思いますかと話をしておりました。ですから今後、まだ若干の余裕がありますので、我々としても現場は一体と考えております。ですから、こういう遮水壁ではなく、今岩手と話をしているのは実際問題掘削の時期が若干違います。ですから撤去する時には、彼らとしても何らかのものをやらないといけない。そういうことで、鋼矢板でやりたいんだという話もありましたので、その辺を詰めていたわけです。ただ、先に今岩手さんの方が実施計画を出していますので、それらについては今詰めるつもりで今大至急話をしております。ですから、今後県境の遮水ラインというのは変わる可能性もございます。

以上です。

司 会： よろしいでしょうか。

山崎さん： そうすれば、この遮水ライン B L 452、それから C 400 という、このラインというのは恐らくその地形からいってそう必要がないのではないかと。それによって工事費がガッと減りますし、むしろ下のラグーンの方にそういう遮水壁を設けるべきものだと思うのですが、その辺のあたりも岩手県と協議中、これから変わることもあるというお話ですが、私はラグーンの下のところ立派な遮水壁を作るべきものだと思いますので、その辺も実施についてはよろしくお願いしたいと思います。

中村さん： 座ったままで失礼します。今の、ラグーンの下に遮水壁を打つということでもありますけれども賛成であります。確実に遮水壁というものを打っていただくものであれば、あそこの下に打つのが確実に効果があるというふうに考えてい

る者の一人であります。なぜならば、ラグーンの汚染というもの、確信に近い推測を私どもはしているとあります。いくらあそこが飲める水だと言っても、それは住民感情から言って、長いこと見てきた住民から言ってそれは通用しませんよと、そういうことです。ついでに遮水壁についての見解、意見を申し上げておきますが、最初百人委員会として合同検討委員会に参加をしていた際に、私どもは遮水壁そのものについてかなり青森県に対して、合同検討委員会に対して意見を申し上げてきたつもりであります。それはどういうことかと言うと、全量撤去というものが前段に出てこなかったために、いずれ封じ込めの延長線上での話し合いになっているということで、遮水壁の寿命、その他について意見を申し上げてきました。古市教授、いわゆる合同検討委員会の技術部会の委員長をされた古市さんの意見によると、100年、1世紀持つような遮水壁を打つという、こういうことを我々の前で言ったわけでありまして、10年で撤去をすれば何で100年も持つ遮水壁が必要かという、無駄なお金をかけるというそのこと自体に県はちゃんとした回答を出すべきだったと、そういうふうに今も考えております。ただ、知事が全面撤去を基本としますというふうに言われたために全量撤去をするのであれば、それは遮水壁というものはそれなりに10年経ってももしかしたら残っていた汚染水が流出してくるかもしれない。それであれば10年以上持つ遮水壁を打つことが必要であろうという、こういうことで今年の百人委員会の総会から遮水壁について認める、認知をするという、その延長線上で岩手県に対しても私は遮水壁を作るべきだというふうに申し上げてきました。ただ、概要版ではない全文の方の6ページの4番、汚染土壌というところで、相変わらず基準を超える汚染なりが認められないという、こういうことですね。そうなりますと現場の汚染水なりがそれほど、汚染土壌というものを増やしていない。汚染土壌が増加していないという、汚染されていないというものであれば、遮水壁そのものについての考え方を再度私どもは変えなければならない。そういうことです。かなり頑丈なものを打つということになっていますけれども、もしかしたら岩手県が言うように鋼矢板での工事で足りるのかもしれない。そういうことを実は考えております。ですから県が総量をいつまでもうやむやにしておいて、そして6月28日現在の数値から一歩も前進していない。この数値を今後も汚染されていないというベースで住民を納得させようとするものであれば、やはり遮水壁そのものについても考えを変える必要がある。全体が汚染されていない、汚染が進んでいないというものであれば100年も持つような遮水壁を打つ必要が無いという論理であります。無駄なお金をかけるものではなくて、どうせなら鋼矢板でもラグーンの下に打って、そして水処理を完全にして皆さん方で全量撤去をしてもらえれば現場はきれいになるという論理になるわけでありまして。これに対して先ほどの方のもの

と含めてお答えをいただければありがたいと思います。

司 会： 大日向さんから。

大日向副参事： まず、ラグーンに遮水壁を作るというお話でございます。これにつきましては、今まで何回もご説明をしてきておりますけれども、いわゆる底質でも汚れている部分が少ないということから、この部分には間違いなく池とかを作ります。池には下の方に同じように遮水の地盤を作ります。その上にシートを敷きます。そういう二重の構造にしますので浸出水は漏れないような形にします。ですから、ここの話が山崎さんと中村さんが言っているのと同じなのですが、現在のところ土壌としては今までの検査の結果では出ていないものの、今回もしやったもので土壌が本当に汚染されているというものが出た時には皆さんにもお知らせをしてデータを書いても、もしここに遮水壁が必要であれば必要な方法をやります。ただ、今のところ出ておりません。そういった意味で、ここには池の

司 会： 回答が終わってからご発言をお願いいたします。

大日向副参事： ですから、調査が

山崎さん： 無駄な話をするな。2キロも3キロの範囲に広がっているって。現場をもう一回皆で見て下さい。今いる人、何人現場を見ているの。現場を見ないでここに来て座ってても始まらないよ。もう一度現場に皆で行って、現場をぐるっと全部見て、そこがどういうふうに汚染をしているのか。それからもう一度議論した方がいいと思います。

司 会： ここに来た者は皆現場に行っておりますけれども。

山崎さん： 行ってないよ。皆は。

司 会： 行っております。

山崎さん： 行ったってその中だけでしょ。もっと2キロも3キロの範囲には誰も行ってないでしょ。

司 会： 周辺を見せていただきましたけれども。

山崎さん： ゴミの山のところだけ見て終わりでしょう。沢が 20 も 30 もあるんです。その沢が全部汚染されている。タヌキとかキツネとか皆死んでいる。魚だって。2 キロも 3 キロも山の下の方までぐるっと歩いて見て下さい。それから議論をする。話を聞いているけれども同じことばかり出てくる。私が案内しますから。最低 7 回現場説明会

司 会： いいですか、先ほどの中村さんと山崎さんのお話に対して今回答をしていますが、まずはそれを回答させて下さい。

山崎さん： 私が・・・議論ばかりしないで、・・・それから議論をして下さいよ。現場を見て下さい。

三浦室長： 現場を見るのは何回でも見させてもらいます。それはまだ見きっていないところもあるかもしれませんので。

山崎さん： 現場を見て下さい。

三浦室長： 見てはいるのですが、まだ全部見ていないと言えばそれまでかもしれません。

山崎さん： 見て下さい。山の中腹とか。・・・山の中を歩いてさ。

三浦室長： それは機会を見つけて、案内をして下さい。
ただ、今のご質問に対する回答はさせていただきたいと思います。

山崎さん： 沢の水が汚染されて・・・私も 3 年前には汚染されていないというのだったらこの沢の水を飲んで下さいって言ったけど、誰も飲んだ人はいないでしょう。こんな議論はしたって無駄ですよ。

三浦室長： 無駄にならないような議論を進めていかななくてはいけないわけですが、それはそういうふうに思う方もいらっしゃるかもしれませんが、前の方に進めさせるための今日は集まりでありますので、そのように理解をしているいろいろな意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、先ほどのご質問、まだちょっと回答が最後まで行っていませんので、それはさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
続けていただけますか。

大日向副参事： ラグーンの部分については今後また調査をするわけです。ですから、その調査結果を見てどうしても必要なものであれば考えますが、今のところ出ていないということで、実際問題池の部分はそういった遮水シートとかそういうもので漏水が起きないように工法を考えております。

それから遮水壁でございますけれども、技術部会で 100 年というのは例えばの話で出たと思います。ですから、ここにつきましてはスウルセメント液工法でいきますと大体通常 30 年以上という話になっていますので、そういった意味でメンテナンスをやればそのくらい持つだろうという話の過程だったと思っております。

以上です。

司 会： 遮水壁は恐らく頑丈だということではなくて、難透水性、水を通さないという機能を重視したためにそういうふうな表現になったのではないかと思います。他にご意見を。すいません、できるだけ沢山の方からお話を頂戴したいと思いますので。

もう一つ回答がございます。山田の方から回答をいたします。

山田副参事： 生態系とか動植物の関係の調査ということで、これは先週から一步も進んでいないということで、確かにお叱りのとおりですけれども。やはりもう少し専門家の方と、また我々も実際、先ほどのお話にもありましたけれども、そういう現場を見せてもらって、また専門家とも早急に相談をしてみたいと思いません。

司 会： 先ほどマイクをお渡しをして、その後発言をなさってない方がいらっしゃいますので、ごめんなさい、お待たせをいたしました。

中村さん： ……から来ました中村りゅう一と言います。昭和 25 年 4 月 8 日、当年 53 歳です。

やはり、私もここで生まれて育ったものですから何か言わなくてはと。酒ばっかり飲んだ時はいい話をするけれども、たまには飲まないで話をしてみると、こういうふうなことも言われますので。

先ほどこの溶融炉の話に、これは確か石神の研究センターであった時に、伊藤さんと言っていましたか、あの人からそういう話が出たのが最初だったのではないかなと記憶をしているんですけども。私は要望が溶融炉が多いので、実際その施設、溶融炉でもいいけれども在来の炉でもいいですけども、それ

を視察するなり中に入って働いてみた人がいるものかなって。要望者の中に。それをまず聞きたかったんですけど。

私は17から出稼ぎをしていたんだけど、つい最近ここに来てから、2年ぐらいしか経っていないんですけど、実際私は炉の中で働いたことがあるんですよ。東京都ですからやっぱりチラシがあって、ダイオキシンを始めいろんな有毒があるんだよと。それでも良かったらどうぞと、入って下さいと。仲間に散々たるものなんですよ。田子テレビなんかを通して聴いていたら、東京大学の先生が、熔融炉は一回煙突を通してそういった類のものを出して放出をして、もう一回高温の中を通すわけですよ。1200度だとか300度だと。しかし消滅だったらいいんですよ。あの熔融炉もまんほんの炉ではないんですよ。あくまでも分解なんですよ。そしてこの前、東京大学の先生も言っていましたけれども、もう一回細胞しかなされるんだと。細胞して言ったら要するに毒ですよ。それで私が東京のあるそういう施設に電話をした時に、在来の炉も熔融炉も結局同じなんだというのは、在来の炉は要するにけんおんですよ。物質の分解まではいかない。しかし熔融炉は何回かの行程でもって分解をします。しかしデータはないんですけど、多分細胞しかなされているんだと。それを例えばこの・・・ですか、年間を通して風の方向性もいろいろとあるんだらうから、それを上から今度は毒を流してどうするって。それが結局何十年にもわたって暮らす空からそういうのをやるっていうのは、ここによると廃棄物を除いた除去の類のものは撤去すると言っておきながら、知事さんは熔融炉を建設をすると結局空から撒いているだけなんだ。多分私なんかだと、さっき室長さんが言ったあの判断というのは、対極的に聡明な判断だなって。私は手を叩いて拍手、賛同したんですけども。そういうことですよ。中にはそういうふうな人もいるんだということですよ。

話を黙って聞け、おい。ここで喧嘩か。喧嘩の宣言をするのか、おい。

司 会： どうぞ町の中では穏やかにお話をして下さい、すいません。

いろいろなご意見があると思いますので、ご自分の意見をちゃんと発表するというのは大事なことだと思いますので、きちんと聞いて下さい。

はい、後ろの方で手が挙がりました。

久慈さん： 久慈と申します。座ったままで失礼をいたします。

前にもお話をお聞きしたんですが、私達が結局熔融炉にこだわってきたというのは、全量撤去、あくまでも善良を撤去したいと、そういうものが一番の根底だったわけですよ。県のお考えの方はそこまでは来ていないようで非常に残念なんです。私達とすればせめてどこかに配るにしても全量撤去を希望す

るわけです。しかし、今日の説明でも前の説明を繰り返していますね。概要のところ4ページですが、撤去にあたってはその内容を十分に情報公開をしながら、住民の方々のコンセンサスの得られる場合には云々というのがあります。これを具体的に、担当は大日向さんかもしれませんが、現場で、恐らく掘り返して運搬をする、これは全部重機になると思うんですが、これはどのような作業の進行を予想されているか。例えば、住民が満足できるものなのかできないものなのか。どこでどういうふうにして町民にそれを納得させますか。それちょっとね、これは大変な面倒な事態が生じてくると思うんです。一番私は心配をします。だから今、今現状でもいいですが、担当とする上司の方がどういうお考えでこれをやろうとしているかをお話を聞きたいと思います。お願いします。

司 会： 搬出の具体的な作業という意味ですね。

大日向副参事： 今考えているのは、中間処理場と一時仮置場の部分がございますので、その部分を均して、そこで選別場と仮置場を作ってそこに持って行くんですけども、今実際医療系のやつも調べているんですけども、いわゆる医療系も上の方から見つかってきていますので、今選別できるとするとキャッピングとか、上にかかっている土壌、それとあとサイドの方にあるパークとかそういうもの程度しか残らないのかなと、今の段階で。ただその辺は10月の末に医療系が大体どういうふうに入っているのか分かりますので、その結果で判断はしますけれども、今使えるのはやはり上層部の土、被せている土ですね、それらのものは仮置きして使えるのかなという感じを持っております。

久慈さん： 関連ですけれども、住民のコンセンサスということなんですが、その都度都度誰か住民の代表とかというようなことになるんですか。どういう方法を取るお考えなんでしょうか。例えば、県で委員会を立ち上げて住民の代表の方々5～6人参加すると思うのですが、その方々のお考えが住民の意思ということで県の方では考えるということでしょうか。

4ページにも付いていますが、住民のコンセンサスを得ながら処理をしていきますよという説明なんですよ。これをどういうふうな形で実行なさるおつもりなのかをお聞きしています。

山田副参事： 実際、今大日向の方から言いましたけれども、本当に再利用できるものがどのくらいあるのか今のところ全然可能性、今大日向が言ったように覆土に使っている表面の土ぐらいかと。それから横の方にあるパークとか。実際掘って

いってみればぐちゃぐちゃに交じり合っていて、選別して再利用するというのは困難な状態になっている可能性が非常に大きいと思います。それで実際これから掘って行って、状態を見て本当にこれがぐちゃぐちゃになっていないようなもの、きれいに独立してあるようなもの、そういうのがもしあればその出たものを皆さんに見ていただいて、まず第一義的に県が立ち上げた協議会の中で判断してもらいますけども、当然そういうデータは町の方で作られた協議会の方にも行きますので、それはまた町の協議会の方の中でもいろんな検討をされると思います。町の方の協議会で検討された内容が場合によっては県が作った協議会の場で意見を聴くというような場面も出てくるかと思います。県の協議会だけではなくて、最初は国の研究機関とかから話を聞きます。また皆さんが前回からおっしゃっております町の協議会の中にも県で示したデータなりを入れていろんな意見形成を取ると

(テーブル 2 A面)

思いますので、またその県の協議会の中で協議会の会長の判断によって必要な時には町の方でまとめた意見を参考という形で意見を聞く場が出てくることもあろうかと思います。そういう手続きを踏んでいきたいと思っていました。

司 会： 久慈さん、よろしゅうございますか。

久慈さん： 最後になりますが、ちょっとくどいようですけども、実際これは作業になるといろいろな問題が出る可能性があるところなんですよね。ですから、県のお考えがそのままストレートに作業をする、例えば民間の業者になるだろうと思うのですが、そののところがしっかりとやっていただかないと、いいものも悪いものもごちゃごちゃにされてしまう可能性もあると思いますし、面倒だからというのでわさわさ重機でやられたりというようになると、私らはそういうのが大変心配なわけですから。そういうところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

司 会： はい、分かりました。

宇藤さんでしたか、さっきお手を挙げていたのは。いいですか。

はい、上平さんどうぞ。

上平さん： はい、上平です。この案を作ってもらって、私達も二日ぐらい前に配布をして見ました。みんなが全員で知恵を絞ってよく書いたなと、こう思っております。

す。ところが中味がないんですね。いつものような書き方、話し方をそのまま書いています。ですから非常に残念でした。と言うことは、まず最後まで、田子町の住民なり町民に多大な迷惑をかけたとか、心配をかけたとか、そういうことは一つも書いていません。何故書かないのかなあと。この人数で誰もそういうことを考えないのかなと。いわゆる心が全然通じていないと私は思っています。

それと、何回も風評被害対策基金のようなものがあった方がいいのかなと。むつ小川原の関係もあったものですから。それについても一切触れていません。やるともやらないとも。これも町民の民意を全然汲んでいない。文面は非常になだらかにすばらしい文面ですけども、やっぱりこれでは町民は納得できないと。これからの事業をどういう方向で進めるか分からないんですけども、なかなか難しい問題が出てくるのではないかなと私は思っております。ですから、さっきどなたかが言っていますが、何回も来るんですがまず変わらないと。決まったようなことを並べて帰る。進展がない。今日のこういう話がいつも出てきます。非常に、これはお互いに対等とか目線で皆さんの意見を聴いてやっていきますよといつも言います。それもやっぱり話ばかりのように感じます。これがそういう話になっていけば一回毎に話が前に、いい方向に進んでいくと思う。誰も田子の町民でも何でも反対とかではないと思う。ただ言っていることが全然通っていかないということに皆が反発をしていると、こう思います。ですから、まず現実的な話をしていかないと、非常に話が、私はこれも現実の問題ですから進まないと思います。

それから鎌田さんが最近見えなくなったのですが、これはどういうわけですか。隠れていましたか。

司 会： お答えいたします。鎌田は今日肺炎で、明日から休ませていただきますので、体調を崩しております。

上平さん： ですから、病気になれば引っ張ってくるわけにはいかないですけども、こういう重要な問題ですよ。室長さんは最初から答弁していますが、一番この問題で分かっているのは鎌田さんですよ。何でその人が来ないのと。重要な、これから計画を出すとか最終的な話だよというような我々の一番重要人物を連れて来ないで。

司 会： 上平さん、聞いていませんでしたか。肺炎で明日から休みますとお話をしています。

上平さん： それは聞いていましたよ。今。それは病気の人を連れてくるわけにはいかないんですけども、やっぱり昨日まで良くて今日から病気になったというの、これは病気か知らないんですけども、私どもから見れば何であの人が来てそういう、私達と同じ目線でお話ができなかったのかなと。この前も東京の方に行って来れなかったと言うんですけども、やっぱりその辺も私は非常に疑惑と言うか、何で来ないんだろうなと。あの人が出来ればもっといい話ができるんじゃないかなと。最初から分かっているわけですから。そういうのを非常に残念ですし、もっとどなたかが言ったような具体的な数字を出しながらやった話をしないと前には進まないと思います。

それともう一つ、あれですけども、本当は現地処理という話を何回もどなたかがしています。私達もしてきました。それは受けられないとか、考えていないとか。県は金が無いから分かるんですが、じゃあ町民がそれだけ要望をしているのであればじゃあどういう方法があるのか、民間でもあるのかどうか、ないのかどうか、そういう指導をするのも県の役目だと思うんですよ。一方的にあっちに持って行く、こっちに持って行く、今既存の所に運ぶ。これだけが県のあれなのか、指導と言うのか。やっぱりどこに目を向けているかですよ。県民に向けているのかと。町民に向けては政治とか行政をやってくれるのか。そうでない、どこかの一部の人に向けた話で行政を進めているのか。この問題は議会、どなたかがさっき言いましたけれども議会の答弁ではないと思うんですよ。やっぱり町民が分かるように話をしていけないと進まないし、やっぱり行政、県庁としても県民でもあるし、当然民意というものを吸い込んだ、反映させた話をしなければいけないと思いますよ。特に民活とか、地域を生かした活性化を図れとか、県ではそういう方針を出しているんじゃないですか、あらゆるところに。全然そういうものを取り上げない。だからどこに向けているのかな、誰のために皆さんがそうしてやっているのかなと。非常にその辺は疑問を抱きます。さっき山田さんが言ったように、やっぱり、いわゆる運ぶのはこういう形でプラスになるとか言い点があるよと。現地でやるのはどこが悪いとかいいとか。ただただ許可がかかるとか、こういう問題があるとか、そういうものばかり並べてこの前も説明しました。じゃあそれなりの許可があったり物事が分かっておったら、これだけの不法投棄がなったのは十何年もかかっていますよね。これは誰がそれを見逃したと言うかそれを調べないでこうなったのか、これは県の責任ですよ。何で新しいものには厳しい許可があるけれども、自分達が許可を与えてしていたわけですよ。それをちゃんと見ていなかったんです、調べていない。調べに来ただけでも見つけられなかったとか。見つけないのではなくて探す、調べる気迫がないわけですよ。すらっと来てすらっと戻るから。これをちゃんとやれば毎日運ばれているの、24時間行っているか

から見れたわけですよ。そうすればこんなに多くならなかったんですよ。そういうものは一向にあのせいだ、このせいだとやる。その辺を行政として誰のために、何のためにとかということですけども、もう少し町の、私らの意見を尊重するというか、そういうふうにしてもらいたい。ですから、知事が就任になった時に来てここでちゃんと答えたんですけども、申し訳なかったと、県に責任があると。話ながら現地処理ということを出したら、それは町民のを集約すればまたそれについては考えますよと。それが言われたから私達は何回も町の会議を持ったし意見を集約した。そして溶融ということもそれなりに勉強をした。そうやってきたのが今になれば、この前来た時はそれは県では考えていませんよと、やる気はないよと。一方的なわけですよ。ですから、知事は選挙のときは公平・公正と、そういうことを謳って出てきたわけですよ。今やれば公平・公正は何もないじゃないですか。ですから、そういうものをもっと現地、そこからしないとダメだと思うんですよ。ですから、知事さんが本当は来て話をするのが一番いいんですよ。あなた達は結局代わった人ばかり来ていますよ。全くその場その場の話でここに出ていけばいい話で中味がないと思うんですよ。私に浸透してこないんですよ。私は何か言ったことがあるんですが、テープを流すためには・・・んじゃないかと。そういうことをやればやっぱり田子の人たちも納得はなかなかしないんじゃないかと思います。

それから、量のことですけども、15年度からこういう量で撤去をするとなっていますが、この19年から急に多くなるんですが、前にも私は質問をしたことがあるんですが、これはどういうことからここがびよんと3倍ぐらいになるんですか、撤去量。ここを一つお願いします。

三浦室長： 数字の話は後で担当の方から申し上げさせますが、前段の話、中味がないということを残念だというお話がありましたが、そう言われるのは非常に私どもも残念だと思っておりますが、これはやはり受け止め方、お立場の違い、住民の立場としての思いはやはりそういうところにあるのかなという思いはいたしております。

それから実施計画に県の責任なのにお詫びがないというお話がありましたが、これはやはり実施計画にそういうことを書くものでもありませんし、馴染まないわけで、今ちょっとお話がありましたように知事が7月に来てお詫びを申し上げた、これがもう全てではないかと。その瞬間から不法投棄事案についての新しい県の取り組みが始まったというふうに私は前の資料を見ながらそういう理解をしております。

それから基金についても触れていない。これも前回ご要望がありまして、私は持ち帰って上司にそういうご要望を報告しますと申し上げたわけでありませ

が、あの後知事にこの基金についての要望が非常に強いお話でありましたということは報告をしております。知事は非常に真剣なまなざしで私を見ながら私の話を聞いてくれましたが、結論はその場で即断ということはまだなかなかこれはできない、風評対策のいろんな細かい対策と合わせてこれはこれから知事がまた考えていくことになるかと思えます。これについてはもう少し時間をいただければと思います。

それから同じ目線云々と言っているけど違うのではないかということ。そう思われることがまだまだ私どもの努力が足りないのではないのかなという気はいたしております。それから少し個人的なお話での、鎌田再生監が昨日、今回も前回も来ていないということではありますが、こういう場に誰を出すかというのはこれは私の判断でメンバーを選んでいるわけですが、おっしゃるとおり鎌田再生監は非常に重要な、重要人物とおっしゃいましたが確かにそのとおりであるわけですが、いくら重要人物であってもちょっと体の調子が悪いとなかなかこれは人道的な部分がありますので出席は困難だと、先にこの日の日程が決まりましたので病気がそれに合わせてくれなかったものですから、ここだけの話であまり広めて欲しくないんですが、ちょっと入院することになったということで、今度の時には体調が十分になれば出てこれるかと思えます。

最後の数字の話、ちょっとお願いします。

大日向副参事： 19年度から440トンに急に上がると。増えると。これは前からのご説明をしていますけども、本格撤去については水処理施設と遮水壁が完成をしてからでないといけない。要するに撤去作業に伴って浸出水が拡散しますので、撤去作業に伴う拡散を防ぐためにまず水処理施設と遮水壁を作って、それから撤去に入るということで19年度から本格撤去で量が増えます。15年度から18年度については、撤去する場所が下に遮水シートを敷いていますので撤去作業をしても拡散しないということで、9万6千を4年間で片付けようということでこの程度の数字になっています。そういうことです。

それから現地処理施設の話、これは今までも県としてはこうなんだという話で、上平さんの方から民間とかそういう話はないのか、そういうふうな指導もしてはという話もありました。民間の話をしますと、私は直接話を聞いてないのですけれども、今日欠席をしている鎌田対策監が話を聞いたんですけれども、民間の会社で町と第三セクター、三セクを組んで現地に溶融炉を作りたいという話はい最近鎌田のところに来ていました。その方は町の方にも相談、話には来ていたということを知っています。そういう意味で民間の方でやりたいという話は、私が知っているだけで1件。それから他にも何件かあるような話は聞いています。そういう意味で県としては特に民間の方が採算ベースを考えて

現地に作りたいということについては県が特にダメだとか拒否をするということはないということです。

上平さん： 運ぶ量なんです、遮水シートとか場所の話なのか、それを処理する場所がここまでにはないからこうするのか。何でこうダラダラとはさめるのか。その辺資料が無ければ納得ができない量なんです。せめて17年なり、その辺からもう少し量を多い台数で、50台とか55台とかびしっとやった方が。なぜかと言うと、あまり長い期間を運ぶというのがまずイヤですし、だからそれが風評被害になると、町としては、歩くことも風評被害だと。だから現地というんですけれども、そういうものがありながらこういうダラダラとしながら運ぶ運ぶと。まずその辺を。これは次の課題ですが、運ぶ量とか運ぶ被害、現地でどっちがいいとか悪いとかを、それで民間とかそのあれでできるのかできないか、これは県の方です。町の、今うちの方では現地処理ということを行っていますから、時期とかその問題だけで勉強会をしないと納得ならないと思う。運ぶところだって民間ですよ、今ある所も。これから作るのはダメだ、現地でやればダメだ。今ある所はいいと。これも誰がこれを決めるんですか。これは県庁が決めるんですか。線引きの場所を。入札は、これはやる場所によって価格を決めるんですけれども、今持って行く場所をどこが決めるんですか。そこをちょっとお願いします。

司 会： 持って行く場所というのはどういう意味でしょうか。

上平さん： 処理する場所。

大日向副参事： 15年度から18年度までの話ですか。

上平さん： ずーっと。

山田向副参事： ずーっとですか。どこに持って行くかということですか。

これは特管物であれば、現在の所は考えられるのは、処理できるのは青森市に1社、八戸市内に1社。特管物については、ですからそこに対する入札、原則的には入札でやりたいということです。

上平さん： 入札は分かるんですが、2社しか無いんだから入札も何も無いでしょう、まず。2社で談合価格が決まったら本当の入札の意味は私は無いと思うよ。いっぱいある中で入札をすることによって単価を下げるとかという方法が出ると思

うんですけど。今は2社しかない。そこで入札をしますよと。これではやっぱりあれですから、そういうのではなくして、もっと皆が分かるようないわゆる公平・公正、これの知事の理念にもった話にしていかないとうちの町民としてはかなり難しいのではないかなと。そのためには今言ったように、それだけの勉強会を持って様々なことを指導していく。これは県庁、県民としては当然あるべきなことだと思いますから。

山田副参事： 勉強会に関しては別に私らも一緒にやりたいと思います。

上平さん： それも早めにやらないとまた先に進まないと思います。

山田副参事： 2社の話に関してはしつこいようですけども現在のところ特管を処理できるのが2社しかないということです。

司 会： その他の廃棄物はまだあるということですか。

山田副参事： そうですね。特管以外の、いわゆる普通産廃、例えばパーク、そんなに汚れていないパークであれば木屑ですから大概の焼却炉で燃やせます。ただ特管に関しては別です。

上平さん： パークの話はいいですけども、地元で再利用してもらおうという、何か文面にずーと、堆肥溶物は安全なものに対しては地元で再利用してもらいたいというのが出ていますよね。文面に。それで地元というのはどこを指しているのかなと思うんですけどね、田子町ではないですよね。

山田副参事： 再利用というのはありきで、再利用については考えていませんから、あくまでも原則基本は全量撤去ということで考えていますから、実際にそれではパークで再利用できるようなものがあるかないかという話ですよ、汚れていなくて。それはまたこれから調べていって、そういうのがもしあれば汚れていないパーク、肥料ですから、肥料として使えるようなものがあれば土壌として使えるようなものがあれば

上平さん： その辺が非常に現場を知らないで語っていると思うんです。パークは木の皮ですよ。それを全部し尿なり汚泥なり、下水道管の、そういう汚泥を持って来て行き場が無くてパークに混ぜて堆肥化ということで許可をもらったりしたんですよ。ですからそれは重金属とかかなり入って、使うところがなくて、行く

所がなくて埋めたりしたんですよ。確かパークですよ。それを使うにいいのであれば使ってもらいたいと。これは甘いんですよ、現場が分からない話。だからこれもやってみなければ分からないですけどね、そういうのを現地で再利用すればいいというのはとんでもない話なわけだ。また公害です。

山田副参事： おっしゃるとおりです。パークで、実際ここの現場はパークと汚泥を混ぜて堆肥溶物を作るということで、そこに有機塩素化合物を混ぜているということで、かなり現場全体が有機塩素化合物で汚染されていますから、ですから先ほど言っていますけど、もしそういうものがあればという話であって、本当にもしもの話を言っているわけです。その可能性があればということで。

上平さん： それはもしですから。それも甘いことを並べてやっていることだし、トン数にしても全部 10 トン車で×なん台だから、これはずっと詰めなければなんかはてなですけども。

司 会： 上平さん、よろしゅうございますか。
はい、グリーンの背広の方です。

蒲本さん： 蒲本です。説明の中の 4 ページにあることですが、汚染拡散防止対策、遮水壁、シート、今年度中にやるということで説明を聞きましたが、それが一つ。
それから浄化施設、これが 15 年度に実施するというふうに聞きましたが、15 年度と言えば今のことだから、いつ頃から始めるのか。またこういうふうな話の中でも実行をしていくのかどうか。その辺をお聞きしたいということです。

大日向副参事： 今考えているのは実施計画が通った時点でやりたいと、そういう考え方でございます。ですから、実施計画が通らないとうちの方としても非常に苦しい状態だと思います。
以上です。

蒲本さん： もう一つお聞きします。今夜、この間からこういうふうな話でいますけれども、なかなか一本化というのを望めないような感じで聞いていましたけれども、この中でも実行するのかどうかということを含めてお聞きしているわけです。

大日向副参事： 再三言っていますけども、是非実施計画をまとめたい。そのために皆が来ているわけですので。いわゆる実施計画をまとめることによってこういうものが全部進んでいくという形でございます。ですから、我々としては是非実施

計画をまとめて、皆さんの意見を聞きながら皆さんと前向きな話をしながら詰めていきたい、そういう気持ちで参っているわけです。ですから、我々としては是非実施設計と一緒に、こういう部分は直せばいいんだとか、そういう話をいただいて実施計画をまとめてやりたいと、そういうことでございます。

蒲本さん： はい、分かりました。どうもありがとうございます。

司 会： はい、ありがとうございます。
次の方。そのマイクは前の方に。どうぞ。お名前をどうぞ。

沢口さん： 八戸とか青森の焼却する会社の社長さんと呼んで、やっぱりこういう席で説明をしていただきたいと思います。

それから、今まで私もいろいろお願いをしてきたんだけど、それを早急にやりますという県の方々のお話、早急という時間が、時間とか日にちとか、年数がどのくらいのことを示して早急にこの工事をやりますとか浄化槽をやりますとかと、期間とか年数を答えて下さい。

大日向副参事： 今の計画では11月中には実施計画を出したいと思っておりますので、12月には浄化プラント等の設置に入っていきたいと考えております。

沢口さん： 考えていると言っても、時間とか年数とか月とか、どのくらいで実際に工事にかかることを言っているのか。何か今までの浄化槽でもいついつやります、早急にやりますと言うけども今まで一つも何もやっていませんので、現場で。だから実際に工事にかかる期間のことを説明して下さい。

大日向副参事： 今の実施計画が11月にOKが出ればということです。

沢口さん： 今まで言った言葉で、工事をやります、浄化槽をやりますと言ってまだ実際全然かかっていませんよね。工事。だからその言葉自体がどのくらいの期間のことを示して今まで話をしてきたか。その説明を聞きたいんです。

司 会： あくまでもこの実施計画が国に認められての話ですから。

沢口さん： 住民説明会でいつも説明をしていますよ、この計画はいつまでにやりますとか、何年何月までにやりますとかと。今まで実行されたことがないでしょう、全然。

大日向副参事：　そういうことです。

沢口さん：　それを言葉で言ったら時間とか、何年ぐらい予想をしてしゃべっているのか。
それを聞きたい。

大日向副参事：　ですから、今国で基本方針が10月3日に出了よな。

沢口さん：　国は関係ない。

司　　会：　国の補助ですから。

大日向副参事：　基本方針が出たから実施設計を組むわけですから。そういうことで今10月に基本方針が出て、それに向けて今実施設計を作っているわけです。

沢口さん：　それでは今まで、工事はいつまでで何年何月にしますということと言わないで下さい。今まで何年何月に何を入れますとかって。一つも現場にありませんから。

大日向副参事：　一応うちの方で年度別の工事計画、概要版の4ページに書いていますので。今、これに向けてやっているということです。

沢口さん：　実際の工事にかかることを私は言っているんです。

三浦室長：　今までお話はいろいろあったかもしれませんが、具体的な建屋を作っているんな施設を作るということは確かにないと思います。ただ、仮設のものでは若干、急場しのぎだと言われればそれまでかもしれませんが、それはやってきたかもしれませんが、本格的な撤去に向けたその前段階のいろんな工事、これはさっきから申し上げた仮設の浄化プラントとか水処理施設とか、これはこれからこの実施計画に盛り込んだ形で進めていくと。それに何ヶ月かかるかというのはそれぞれ、例えば仮設浄化プラントですと

沢口さん：　今説明をいただいたように、日にちを、何年何月までにやりますということを実際にその申請が来たら工事にかかっていただけですか。

三浦室長：　その計画は提示いたします。例えば、仮設浄化プラントはいつ発注していつ

できるか。

沢口さん： それだけお願いします。終わります。

司 会： 前からお二人目の。

畑山さん： 畑山です。今日の事業計画実施案とはちょっと違いますけども、お尋ねしたい件が1点と、それから私の考えていることを申し上げたいと思います。

先般室長さんに、町長さんと三八組合長宛てに要望書をお願いしておきましたけれども、その要望書は遮水壁、または水処理施設に是非当地域の間伐材を使っていただきたい。また木炭もそういうふうなものに、パーク及び木炭もよいというふうなことでお願いをしておりましたけれども、その後どのような話し合い結果になっているのかお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つ。私なりに前々から思っておりましたけれども、先ほどの室長さんの現地処理というふうなことに對しましての考え方というのは、負の遺産というふうなものを果たしてこの10年間で、今のものは現地処理でやるんだけど何百億というふうなものをかけて溶融炉たるものを設置した場合、そのまま壊すのも何ですので、他から負の遺産というふうなものを運んで果たしてこの地域がどうでしょうかというふうなことに私は受け取りましたけれども、私自身はその負の遺産というふうなものではないと。それを完全たる溶融炉たるもので資産というふうに切り替えるんだと。私はそのように考えておりました。ただ負の遺産を持って来てその辺に捨てるというふうなものでは全くないと思います。溶融炉たるものはそれを処理すると、全く有害を無害にするというふうなものに私は感じましたけれども、私達は決して負というふうなものには考えておりません。負を資産、遺産にすると、有を無にする、そういう機械を設置していただきたい、設置して欲しいというふうに考えておりますので、その辺もそういうふうな考え方でなく、考え方を切り替えて持っていていただきたいなと考えております。

以上です。

三浦室長： まず最初の、先般いただいた要望書ではありますが、扱いはどうなっているのかということで、これは知事宛てに出されたものでありますので、知事までこれは提覧して要望の趣旨は知事に伝えております。その中で、間伐材についてはまだ具体的にどうのこうのとまだ、それはちょっと後で触れさせてもらいますが、木炭につきましては今試験的に、このご要望がある前から実験として今使っているところであります。

それから溶融炉の現地処理の話ではありますが、そういうご見解もあるということこれは否定するものではありませんし、いろんなお考えがあるということは当然のことだと思って今承った次第であります。

間伐剤についてちょっと補足させます。

大日向副参事： 間伐材につきましては、前から畑山さんの方にもお話をしておりますけれども、今後水処理施設等で建物、そういったものがあります。そういった外壁等にそういったものを有効利用できないか今検討中でございます。それからいわゆる選別場とかそういうもの、屋根をかけたしなればいけない建物も出てまいります。そういった外壁とかそういうものにも使えるものは使っていくと。ただ、前からも申しているように、遮水壁というのは水を止めるものでございまして、それにはちょっと無理でございます。ただ、できるだけそういった有効利用できるようなものを探して、我々としては利用していきたいと考えております。

畑山さん： どうもありがとうございます。そのようにしていただきたいと思います。

司 会： 今、活用事例を林政課の方にも問い合わせさせていただきますので、また資料が整いましたらお答えを申し上げます。

中村さん、お待たせをいたしました。

中村さん： 先ほどの沢口さんの質問・意見についての関連であります。なぜ沢口さんがやるやると言っても何もやらないのかという、その言い方ではありますが、私もそのような感覚であります。と申しますのは、6月28日の合同検討委員会の最終会の時に、環境省の粕谷氏が合同検討委員会で討議をしたもの以外に県独自でできるものをさっさとやりなさいという、こういう指示を、意見を付言をしていくわけですね。その結果青森県が何をしたかということ、いわゆるパークで汚染を防ぐための杉皮を使ったネットに入れたものを施設しただけという、そういう感じですね。例えば、今その特措法の中で実施をしようとしている水処理施設の中の仮説、仮の部分について、この程度のものが何でもっと早くやれなかったのかということを経験者が言っているわけですよ。私もそのことをいつか席で申し上げました。水処理を、行動を、アクションを起こすことによって住民も、それから他所の市町村の方々も、ああこれは処理のための行動を開始しているなということが結局は県の姿を評価することになると思うんですよね。ですから、調査の段階、調査のことをくどくどと申し上げましたけれども、それは総量というものと知事が言った善良撤去を基本としますというのが不可

分に関わるわけですよ。それをうやむやにして全量を撤去しますもないものでしょう。ですから、何か金科玉条のごとく全量撤去を言い続ける誘引というのはここにあるわけですよ。この前も、10月16日にも申し上げましたけれども、まず木村前知事が謝罪をしたと。そして三村現知事もお詫びをしますと、そういうことをした。その結果、両知事が落ち度を認めた結果としてその数字がどこに、この計画書のどこに表れたんですか。例えば総量からいくと、6月28日の時点とほとんど変わっていない。このことが後退したというふうに、私から見ると何の前進も無かったということの評価になるわけですよ。ですから、例えばお尋ねしたい質問表の中で、かなりの項目を田子町で挙げました。その時に申し上げたのは、先ほど申し上げた後退したということを上げたんですが、沢山申し上げたいことはありましたけれども時間の都合で中味を申し上げませんでしたけれども、例えばここでこれからは県との間でせめぎあいになるかもしれないことを今ここで申し上げておきたいと思います。

それは周辺の自然の土壌と同等とするものという、こういう回答、それに対する回答等もあるわけですが、それを県が今どう考えるのか。周辺の自然と同等という、そういうことであれば環境基準云々という文言というものは使われない、使ってはいけないという解釈になるわけであります。

そしてもう一つ、土壌環境基準を満たしてもその性状等から生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物や土壌や撤去の対象とすることを重ねて確認したいという当町のお尋ねしたい項目の中で、お答えとしては具体的にどのような場合であるのかが不明ですがということを行っているわけです。例えば国の今回産廃特措法の基本方針等を見ても、この廃措法上の19条の8ということの中で性状という言葉が使われていますし、ですからその解釈というのはそれは件の解釈と我々の解釈と違うのかもしれないけれども、周辺の土壌という言葉を使っている以上、取り払う、いわゆる撤去する基準というものは私どものところでは周辺の環境と同一という解釈になるわけです。ですから、それらこれらを含めて総量というものを速やかに県で決めて、そうすれば知事が全量撤去を基本としますという基本がはっきり基本になるわけで、そうでないとやはり基本が基本ではなくなるという、残ったものを封じ込めるといふ封じ込めの論理がやっぱり残るのかなという感じを受けるわけです。

お答えをいただければありがたいと思います。

三浦室長： 私の方から申し上げるところは、まず県が早くやれるものはさっさとやれというようなお叱りがあったわけですが、ケースにおいてはケース by ケースのものがあるのですが、やはり早くやるべきものは早くやるというのは当然であったわけですが、遅まきながら今実施計画の中でいろんな計画を出していますの

で、早く仮設浄化プラントなりそういうものをできるだけ早い時期にやっていきたいと。私が担当を始めたこういう時期でありますけれども、やれるものは早くやっていきたいと考えております。

それから総量が決まらないで全量撤去も何もあったものではないというお話、そのような趣旨かと思いますが、総量はあくまで現時点では67万m³ということで、これは全量撤去を基本だと。ですから残すものもあるのではないかというような疑問というのは当然おありになるのは否定できませんが、あくまで再利用ができないものは再利用できないのであって、それは全部撤去するんだという方針は変わりませんし、これからもそのようなことで考えていくつもりであります。細部について補足があればお願いいたします。

山田副参事： 周辺の土壌環境と同じように原状回復をすると、県としては土壌環境基準ということで説明をしていますけれども。土壌環境基準というのは国が定めている基準です。国が定めている基準としては水に関しては排水基準というのがあります。環境基準というのはさらに排水基準より厳しく設定されていて、一般的には行政が達成すべき努力目標という形で環境基準というのが定められています。そういう意味で、我々としては国が定めた環境基準をまさに基準として考えていきたいということです。

それから総量が決まらなると全量撤去も何もないんじゃないかという話ですけども、総量については廃棄物の総量ということで電気探査・ボーリングでやっています。これで完璧だとは思っていません。当然完璧だとは思っていません、これまでも。これから、前も言いましたけれども地山の土壌、これについては電気探査では出てこないんですよ。電気探査では出てきません。それでボーリングでは1ヶ所しか出ていない。ですからこれから実際廃棄物を掘って行って、地山に達した段階でまたそれは分析をせざるを得ないと思っています。その時点でなければ、では地山の土壌がどのくらいの量が汚れているかというのは出てきません。これは岩手だって同じだと思いますよ、どこでも。こういう地山の上に積んでいけば。そういう意味で地山の土壌がどのくらい汚れているか量はこれからでないと分からない、撤去していかないと。そこは理解してもらいたいと思います。これはいくらボーリングを打っても、それこそボーリングを1メートル間隔で打てば分かるかもしれませんが、ある程度の一般常識的なボーリングで、間隔では出てません。完璧にこれを押さえることはできないんです。ですからそういう意味で廃棄物を撤去していきながら調べていくということです。

司 会： お約束の時間が近づいてまいりましたので、この辺で

では早くお願いをいたします。

山崎さん： 町に対して意見を求めるということになると思うんですけども、その時期等について今の段階でいつまでの回答ということになるのかお知らせ願いたい。

それから、私達は地元では現地溶融炉処理というのを要望しているわけですけども、仮にどうしても県の方で他に搬出をすると、そうなった場合にそのマニュアルと言うんですか、各項目についての、例えば香川県の豊島の場合は非常に前処理から水処理から全てが、あそこでは公害訴訟とか何とかということになってああいうふうに厳密にされているものだと思いますけれども、豊島並みのそういう処理の仕方をしていただきたい。その場合に、各項目について地元と県とで協定書を作って、そのとおり完全に実施されているのかどうかということがなされると今までの経緯その他から見て不安が町民に残るわけです。そういうことで各工程について地元と県との協定書、そういうものを作成しておきますと後でどうだこうだという問題が発生しなくなるのではないかなと。その2点についてお伺いしたいと思います。

三浦室長： 私の方から申し上げます。まだ町に対してはこの実施計画の説明に先日あったばかりで、もちろん検討する時間も必要でしょうし、こういう場もまた必要だったわけではありますが、今のところ私の腹積もりとしましては今月末か来月早々ぐらいを回答期限ということでの文書を町長さんに差し上げたいと考えております。大体その頃を目途にしたいと考えています。

それから協定書のお話が出ましたが、豊島の事例もあったようですが、協定書という形がいいのか、今考えているのは原状回復対策推進協議会、これを是非開いていって進行管理を含めたいいろんなものについてご相談していければとは考えております。

山崎さん： 町に今月の末か来月の上旬ということですが、その回答はいつ、意見書の提出はいつ頃になりますか。

三浦室長： 意見書の提出をその頃までにということと考えております。文章を近いうちに町長さん宛てに、意見を求める文章ですね、近いうちに町長に差し上げたいと思っております。

山崎さん： 回答は？

三浦室長： 回答は今月末か来月頭ぐらいにということ今腹積もりはしております。

山崎さん： いろんな町で意見を出したのが1ヶ月も出てくるわけですから、それに対して今出して今すぐ意見というのは、町にもそういう協議会もありますし、そこでそういうことを詰めないとそう簡単にはできないものだなと。今でも話が全然平行線ですから。意見書もそういう形に出ると思うので、そう簡単には意見書は紙一枚ではできないのかなと。恐らく何十ページになるか、相当の意見書になると思うのですが。短期間に出せというのはちょっと。

三浦室長： そのお話はよく分かります。確かに質問状の回答がだいぶ遅れたと言われるとグーの音も出ないのですが、早く国に出したいという思いはあるのですが、それを出さないと工事も始まらないということもありまして、できるだけ早く国に出したいというスケジュールの中での町からの意見聴取ということの時期をさっき申し上げたわけですが、その辺は町とも相談をしながらその時期について検討をさせていただきたいと思います。

山崎さん： 町長さんからお伺いします。今のような話で、来月の初めに意見書とかという話がありますけれども、そう簡単に出るものでしょうか。

司 会： それでは町長さん、最後のご挨拶も一緒にお願いをいたします。

中村町長： 山崎さんの今の質問にお答えをします。正直言って今晚の成り行きを見ながら、そして一応考えていたのが来月の4日に協議会を開きたいなというぐらいの考えは持っておりました。だからちょっと今月いっぱいというのはなかなか意見の集約が難しいのかも分かりません。できるだけ私どもも実施計画というものが国に上がって、国の了承を得てやれるものからどんどんやってもらいたいと考えておりますが、やはり集約というものも今晚のこのような状態から見ますという今月いっぱいというのは大変難しいと考えております。そしてやはり来月の4日というのもいろいろと日程を見ながらの予定でございましたので、どうしてもそこら辺になるのかなという思いがいたします。
以上で終わります。

司 会： 町長さん、続けてそれでは最後に一言ご挨拶をお願いいたします。

中村町長： もう本当に真剣なこのようなご意見でございます。一体誰が住民なのかなと。地元の住民とは一体誰なのかなと、私もそう考えて、この頃どうも、確かに県は県民のため、そして馬淵川流域の様々な関係というもので考えられると思ひ

ます。でも、本当の地元の住民というのは一体誰なのか。そこから出てきた意見というものは何なのかな。もう一ぺんそこら辺を考えてもらえば私は自ずから歩み寄れるものが出てくると考えております。決して具体的にどうのこうのではありません。そういう一つの、地元からの意見というものがどの程度汲み上げられ入れるものなのか、そういう住民とは一体何なのか、もう一ぺん考えをしてもらえればなと思っております。

以上であります。

司 会： ありがとうございます。

それでは最後に三浦室長から本日のお礼を申し上げます。

三浦室長： 遅い時間まで本当にいろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。今、町長さんの方から、また今日も非常に辛らつなコメントをいただきまして、身がますます細る思いであります。先ほどの4日に住民協議会が開かれるというお話、そういう日程を組まれているというのは今分かりましたが、その場で集約をするという予定であれば何日ものズレではないわけですので、県としてもそのような形で対応してまいりたいと考えております。

今日は沢山、前回よりも沢山お集まりいただきまして、いろんなご意見をいただいたということに感謝を申し上げます。今日の様子についてはまた上司の方に状況を報告していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。

司 会： 本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。お疲れ様でございます。